

おざこつじばる  
史跡小迫辻原遺跡

OZAKOTUJIBARU

保存管理計画書

2011年

日田市教育委員会



辻原台地全景（南から）



小迫辻原遺跡全景（北から）

## はじめに

九州のほぼ中央に位置する日田市は、市街地を流れる豊富な筑後川の水流から“水郷”とも呼ばれ、江戸時代以降、幕府直轄領いわゆる天領として栄えてきました。市内には主要道路が東西南北に抜け、江戸時代には西国筋郡代が置かれたことで、九州島の政治・経済の中心をなすなど、大分県のなかにあっても独自の伝統や文化が育まれた地でもあります。

古代においては多くの遺跡や文化財が残り、弥生時代の有力者層の墳墓として注目された吹上遺跡や装飾古墳として知られるガランドヤ古墳・穴観音古墳・法恩寺山古墳などの史跡が所在しています。

小迫辻原遺跡は昭和 58 年の大分自動車道建設に先立つ調査によってその存在が知られ、日本最古の豪族居館跡の発見ということで大きな話題を呼びました。その後、遺跡の保存問題により周辺部の確認調査を行い、遺跡の全容が明らかになるにつれて、その重要性が増してきました。こうした経過を経て、平成 8 年 10 月には国史跡の指定を受けることとなりました。

遺跡の本格的な整備が望まれるなか、平成 10 年には整備基本構想を作成しましたが、その後 10 数年の間、様々な事情から事業を進展させることが出来ませんでした。

このようななかで平成 18 年の史跡管理団体指定を契機として、史跡を適切に保存・管理していくための基本方針・方法、公有化の方向性、現状変更等の取扱基準を定めた保存管理計画を策定することになりました。

史跡は単に歴史遺産としてのみならず、将来における日田のまちづくり、地域づくりの中核としていくことが望まれ、人々から親しまれる存在になることが重要な課題になっています。今後はこの計画をもとに史跡の保存・管理を行い、将来の史跡整備を進めることで、市民の皆様が郷土の歴史や文化資産に親しみを持つことが出来るよう努力してゆく所存でございます。

末尾となりましたが、本計画の策定に御支援、御協力いただきました委員の皆様をはじめ、文化庁、大分県教育委員会の皆様方に心からお礼申し上げます。

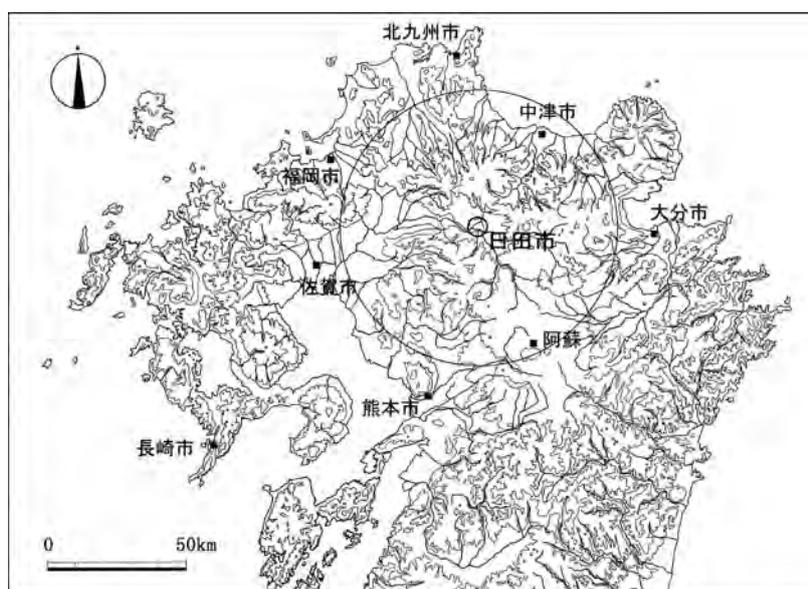
平成 23 年 3 月

日田市教育委員会

教育長 合原 多賀雄

## 例 言

- 1.本書は、平成 21 年 12 月から同 23 年 1 月にかけて 4 回にわたって開催した史跡小迫辻原遺跡保存管理計画策定委員会での検討に基づき、事務局である日田市教育庁文化財保護課が取りまとめを行った「史跡 小迫辻原遺跡保存管理計画書」である。
- 2.本保存管理計画策定事業は、日田市教育委員会が平成 21 年度・22 年度の 2 箇年をかけて国庫補助（史跡等保存管理計画策定費国庫補助）を受けて実施した。
- 3.本保存管理計画策定事業では、平成 21 年度に史跡指定地周辺の測量、平成 22 年度には過去の調査区全体の遺構配置図を作成し、平成 21・22 年度に委員会を開催し、平成 22 年度に計画書の印刷製本を行った。
- 4.本書に掲載した指定地周辺の測量図は九州航空株式会社への委託成果品を使用し、遺構配置図については、株式会社埋蔵文化財サポートシステム大分支店への委託成果品を使用した。その他地図・測量図に関しては使用原典を各地図下部に記載している。
- 5.本書に掲載した写真は田中不動産鑑定事務所に提供いただいたほかは、事務局の撮影による。
- 6.策定に係る事務は日田市教育委員会文化財保護課が担当した。
- 7.本書の執筆は渡邊が行ったほか、土居・矢羽田が一部執筆したものを渡邊が再構成し、編集は渡邊が行った。



日田市の位置

# 本文目次

## はじめに 例言

## 第1章 総論

1. 保存管理計画の目的 ..... 1
2. 保存管理計画の基本的な考え方 ..... 2
3. 保存管理計画策定の経過  
    (1) 策定までの経過 ..... 3  
    (2) 委員会等の構成 ..... 4  
    (3) 委員会の開催内容 ..... 5  
    (4) 保存管理計画策定作業の流れ ..... 6
4. 保存管理計画の対象範囲 ..... 8

## 第2章 遺跡の位置と環境

1. 自然環境及び社会環境 ..... 9  
    (1) 日田市の気候と産業・交通 ..... 11  
    (2) 日田市の地形・地質・水利 ..... 13  
    (3) 遺跡周辺の地形・地質・水利 ..... 13  
    (4) 遺跡周辺の景観 ..... 14
2. 歴史環境  
    (1) 日田盆地の遺跡概観 ..... 15  
    (2) 市内の弥生時代から古墳時代初頭の  
        遺跡の状況と小迫辻原遺跡周辺の状況 ..... 16  
    (3) 周辺の指定文化財 ..... 17

## 第3章 史跡小迫辻原遺跡の概要

1. 指定までの状況 ..... 19
2. 遺構名称の統一 ..... 19
3. 史跡指定の経緯  
    (1) 県指定までの経緯 ..... 21  
    (2) 国指定までの経緯 ..... 21  
    (3) 国指定後の経過 ..... 26
4. 発掘調査区設定と履歴 ..... 28
5. 小迫辻原遺跡の遺構の変遷と特色 ..... 33  
    (1) 指定地を中心とした遺構の概要  
        ① 弥生時代から古墳時代  
            1) 弥生時代前期後半から中期初頭 ..... 35  
            2) 弥生時代中期後半から後期初頭 ..... 35

- 3) 弥生時代後期終末から古墳時代初頭 ..... 35
- ② 古代の遺構群 ..... 42
- ③ 中世の遺構群 ..... 42
- ④ まとめ ..... 43
6. 土地の利用状況等  
    (1) 指定地の植生 ..... 44  
    (2) 社会条件  
        ① 指定地内の土地利用・土地所有 ..... 44  
        ② 指定地周辺の土地利用 ..... 47  
        ③ 各種施設分布状況 ..... 47  
            1) 活用関連施設  
            2) 保存管理施設  
            3) その他工作物  
        ④ 関連法規制 ..... 48

## 第4章 史跡小迫辻原遺跡の保存管理

1. 史跡小迫辻原遺跡の特徴・価値 ..... 51
2. 保存管理の基本的な考え方 ..... 52  
    ① 史跡の構成要素の概念整理  
    ② 保存管理方法の提示  
    ③ 現状変更等に関する取扱い基準の  
        明確化と公有化の方針の提示  
    ④ 本質的価値の保存のための追加指定等  
        の検討と周辺環境の保全  
    ⑤ 本質的価値の保存を前提とした整備・活用  
    ⑥ 保存管理の体制
3. 史跡及び周辺環境を構成する諸要素の特定 ..... 54
4. 保存管理の方法  
    (1) 保存管理の内容 ..... 55  
        ① 維持管理  
        ② 保存・管理  
        ③ 防災  
        ④ 復旧  
    (2) 地区区分及び地区別保存管理の方法 ..... 56  
        ① 畑地等道路以外の用地  
        ② 道路用地  
        ③ 周辺部  
    (3) 現状変更等の取扱 ..... 62  
        ① 現状変更等の取扱方針

|                               |    |
|-------------------------------|----|
| ②現状変更等の取扱基準                   |    |
| ③現状変更等の許可が不要な行為               |    |
| (4) 公有化の方針                    | 64 |
| 5. 本質的価値の保存のための追加指定等の検討と周辺の保全 | 65 |

## 第5章 整備・活用

|                                |    |
|--------------------------------|----|
| 1. 基本構想、上位計画及び関連する計画           |    |
| (1) 基本構想の概要                    | 66 |
| ①整備の目的と理念                      |    |
| ②整備方針と概要                       |    |
| ③ゾーン設定                         |    |
| ④事業期間                          |    |
| ⑤管理・活用計画                       |    |
| (2) 日田市総合計画・新市建設計画・教育行政実施方針の概要 | 70 |
| (3) 関連計画の概要                    | 71 |
| (4) 各計画の位置づけ                   | 72 |
| 2. 整備・活用の基本方針                  | 73 |
| ①保存を確実にするための整備                 |    |
| ②遺跡の価値の顕在化のための整備               |    |
| ③遺跡の特徴・価値の周知、利活用のための整備         |    |
| ④地域との連携の推進                     |    |
| ⑤遺構の保存・継承のための調査・研究の推進          |    |
| 3. 整備・活用の方法                    | 74 |
| ①保存を確実にするための整備                 |    |
| ②遺跡の価値の顕在化のための整備               |    |
| ③遺跡の特徴・価値の周知、利活用のための整備         |    |
| ④地域との連携の推進                     |    |
| ⑤遺構の保存・継承のための調査・研究の推進          |    |
| 4. 今後の整備・活用の進め方                | 75 |
| (1) 史跡整備構想の検証                  |    |
| (2) 史跡整備基本計画の作成                |    |
| (3) 整備・活用のスケジュール               |    |
| (4) 地域資産としての活用                 |    |

## 第6章 管理・運営及び体制整備

|  |    |
|--|----|
| 1. 基本方針                                  | 77 |
| (1) 行政内部における体制強化                         |    |
| (2) 核となる施設の検討                            |    |
| (3) 地域との連携の推進<br>(ボランティア等の人材育成)          |    |
| (4) 市民・民間企業と行政との協働化や活用ネットワークの構築とその仕組みづくり |    |
| 2. 体制整備                                  | 78 |
| (1) 段階的な取り組みの実施                          |    |
| (2) 当面の取り組み                              |    |
| ①管理に係る関係機関の連携・支援体制の強化                    |    |
| ②市民・企業と行政の協働                             |    |
| ③意識啓発と人材育成のための企画推進体制の強化                  |    |
| ④公有化後の維持管理                               |    |
| 《参考文献》                                   | 79 |

### 《参考資料》

- ・文化財保護法（抄録）
- ・文化財保護法施行令
- ・特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則
- ・文化財保護法施行令第五条第四項第一号イからりまでに掲げる史跡名勝天然記念物現状変更等の許可の事務の処理基準について
- ・指定文化財一覧表

### 《付図》

- ・史跡小迫辻原遺跡調査区配置図 1/1000

## 挿図目次

|      |                                     |       |
|------|-------------------------------------|-------|
| 第1図  | 保存管理計画対象範囲（1/20,000）                | 8     |
| 第2図  | 日田市の位置図                             | 9     |
| 第3図  | 地目別面積                               | 9     |
| 第4図  | 月別降水量と平均気温                          | 9     |
| 第5図  | 日田市全図（1/200,000）                    | 10    |
| 第6図  | 日田盆地地形図（1/60,000）                   | 11    |
| 第7図  | 日田の地形と地質                            | 12    |
| 第8図  | 小迫辻原遺跡周辺地形図と湧水点（1/30,000）           | 14    |
| 第9図  | 遺跡周辺の主な弥生時代から古墳時代初頭の遺跡分布図（1/10,000） | 16    |
| 第10図 | 日田市の指定史跡分布図（1/200,000）              | 18    |
| 第11図 | 指定範囲地籍図（1/3,000）                    | 23    |
| 第12図 | 発掘調査区配置図（1/4,500）                   | 29    |
| 第13図 | 調査区全体遺構配置図（1/2,000）                 | 31-32 |
| 第14図 | 弥生時代前期後半から中期初頭遺構配置図（1/3,500）        | 34    |
| 第15図 | 弥生時代中期後半から後期初頭遺構配置図（1/3,500）        | 34    |
| 第16図 | 弥生時代末から古墳時代初頭（Ⅰ期）遺構配置図（1/3,500）     | 38    |
| 第17図 | 弥生時代末から古墳時代初頭（Ⅱ期）遺構配置図（1/3,500）     | 38    |
| 第18図 | 弥生時代末から古墳時代初頭（Ⅲ期）遺構配置図（1/3,500）     | 39    |
| 第19図 | 弥生時代末から古墳時代初頭（Ⅳ期）遺構配置図（1/3,500）     | 39    |
| 第20図 | 古代の主要遺構配置図（1/3,500）                 | 41    |
| 第21図 | 中世の主要遺構配置図（1/3,500）                 | 41    |
| 第22図 | 小迫辻原遺跡台地上土地利用状況（1/4,500）            | 45    |
| 第23図 | 小迫辻原遺跡台地上道路・各種施設分布状況（1/3,000）       | 46    |
| 第24図 | 周辺土地利用状況（1/10,000）                  | 48    |
| 第25図 | 遺跡及び周辺の主な法規制状況（1/7,000）             | 50    |
| 第26図 | 保存管理地区区分（1/3,000）                   | 57-58 |
| 第27図 | 施設構成の概念図                            | 67    |
| 第28図 | ゾーン設定と全体配置                          | 67    |
| 第29図 | 施設配置計画図                             | 68    |
| 第30図 | 全体整備完了イメージ図                         | 69    |

## 写真図版目次

|        |                       |    |
|--------|-----------------------|----|
| 巻頭写真図版 | 上 辻原台地全景（南から）         |    |
|        | 下 小迫辻原遺跡全景（北から）       |    |
| 写真1    | 第1回委員会風景              | 5  |
| 写真2    | 第2回委員会風景              | 5  |
| 写真3    | 1・2号方形環濠建物保存の擁壁       | 19 |
| 写真4    | 環濠土層剥ぎ取り状況            | 20 |
| 写真5    | 古代史シンポジウム写真（平成5年）     | 26 |
| 写真6    | まちづくりフォーラム写真（平成8年）    | 26 |
| 写真7    | 小迫辻原遺跡空中写真（発掘調査区合成写真） | 29 |
| 写真8    | 環濠群の空中写真              | 36 |
| 写真9    | 3基並ぶ方形環濠建物            | 36 |
| 写真10   | 1・2号方形環濠建物の空中写真       | 36 |
| 写真11   | 古代の建物群                | 59 |
| 写真12   | 2号環溝屋敷の空中写真           | 59 |
| 写真13   | 南側の台地周辺景観             | 59 |
| 写真14   | 台地上の現況（南から）           | 59 |
| 写真15   | 台地上の現況と市道（西から）        | 59 |
| 写真16   | 未舗装の農道                | 59 |
| 写真17   | コンクリート舗装の道路           | 59 |
| 写真18   | 高速道路と高架道路             | 59 |
| 写真19   | 高速道路境のフェンスとガードレール     | 59 |
| 写真20   | 史跡の説明板                | 59 |
| 写真21   | 既公有化地周辺の公衆道路と水路       | 60 |
| 写真22   | 史跡への入口案内看板            | 60 |
| 写真23   | 史跡内にある電柱              | 60 |
| 写真24   | 灌漑施設の水道栓              | 60 |
| 写真25   | ビニールハウス               | 60 |
| 写真26   | 果樹施設                  | 60 |
| 写真27   | 果樹                    | 60 |
| 写真28   | 杉・竹林                  | 60 |
| 写真29   | 台地上の未指定地（南側）          | 65 |
| 写真30   | 台地上の未指定地（東側）          | 65 |

## 表目次

|     |               |    |
|-----|---------------|----|
| 第1表 | 日田市の指定文化財数    | 17 |
| 第2表 | 小迫辻原遺跡全体経過一覧表 | 27 |
| 第3表 | 調査区面積一覧       | 28 |
| 第4表 | 小迫辻原遺跡調査履歴一覧表 | 30 |
| 第5表 | 関連法規制一覧表      | 49 |
| 第6表 | 史跡の構成要素一覧表    | 54 |
| 第7表 | 遺構展示方針        | 67 |
| 第8表 | 事業タイムスケジュール   | 68 |
| 第9表 | 整備活用のスケジュール   | 75 |

# 第1章 総論

## 1. 保存管理計画の目的

おぎこつじぼる  
小迫辻原遺跡は、古墳時代初頭の3基の方形環濠建物（居館）が確認され、この種の遺構としては初源的なものとして注目された。そのほか、この遺構の前あるいは同時期にあたる弥生時代後期終末から古墳時代初めの3つの環濠集落や2条の南北溝なども発見されている。

台地上では方形環濠建物が台地中央南側、環濠集落が台地西北部、南北溝が両者を区画するように配置され、またそれぞれが連続して造営されており、方形環濠建物と環濠集落では区画内の住居密度などに違いがみられるなど、方形環濠建物は生活色の薄い、祭祀的な空間と考えられている。

こうした複数の遺構群は、弥生時代から古墳時代への変換期に、有力者のための環濠集落が出現し、その中から発展した祭祀色の濃い方形環濠建物が出現し、変化していく過程が理解できる貴重な遺跡である。

このほか上記の遺構と重複するように、日田郡の郡司クラスの人物の居宅跡と推定される「コ」の字形に配置された8～9世紀の建物群や、12～16世紀頃までの屋敷跡も発見されており、平成8年10月31日に国の史跡に指定された。

文化財指定後は、平成10年に遺跡の総合的な保存と整備に向けた「史跡小迫辻原遺跡保存整備基本構想」を策定した。以後、基本構想に掲げる歴史公園化に向けて小迫辻原遺跡保存整備委員会を設置するなど早期着手を目指してきたが、当時の社会的情勢の影響などもあって、土地公有化への着手を目前にして事業の一時中断を余儀なくされることになり、途中委員会や地元説明会、用地測量は実施するものの、平成21年までは本格的な保存整備はもとより史跡公有化にも着手できない状況が続いた。

一方、約8万㎡の史跡指定地は大半が農地であり、多数の地権者が存在していることから、所有者が一つの文化財として管理を行っていくのは困難な状況にもあった。しかも、史跡の大部分で現在も農業が営まれており、近年、土地利用についての統一的な方針や基準がないことが、長期にわたり用地公有化へ着手できない理由となって大きな問題となってきた。

このような問題解決のため、日田市は平成18年3月10日に史跡の管理団体の指定を受けた。これを契機に、史跡小迫辻原遺跡を将来にわたり適切に保存・管理していくことを目的に、史跡の本質的価値を明確にし、保存・管理における方針とその方法、将来像と土地公有化の方針、現状変更等の取扱いについての基準等を定めるとともに、史跡の本質的価値を再確認し、追加指定等について検討するものである。

## 2. 保存管理計画の基本的な考え方

保存管理計画策定にあたっては、まずは歴史的・自然的・社会的各側面から行う各種調査に基づき、史跡の本質的価値を明確化し、それらを次世代へと確実に伝達するために必要とされる保存管理の方針・方法等を示すことを基本とする。

さらに、保存管理に直接的又は間接的に関係することとして、史跡の将来像に関する整備活用の骨子と、それらを適切に運営するための方法を示すものとする。

**【保存管理計画の構造】**（「史跡整備の手引き - 保存と活用のために - : 計画編」文化庁記念物課 2005 より抜粋）

### ①保存管理

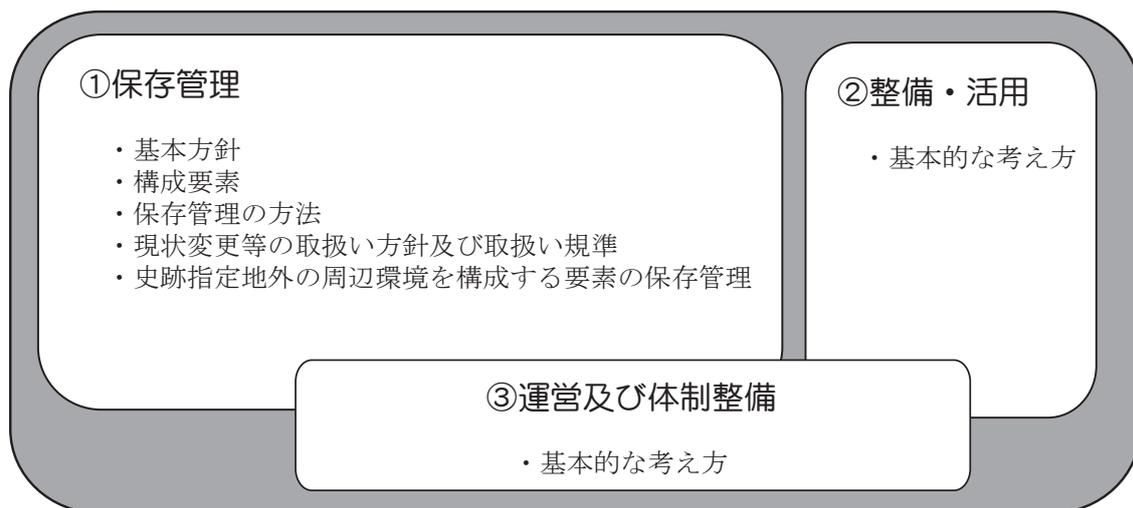
史跡等の本質的価値を次世代へと確実に伝達するための「保存管理」に関する分野。

### ②整備活用

その延長上にあることとして、適切な保存管理に対する地域住民の合意を形成していく上で必要となる当該史跡等の将来像の概要を示した「整備活用」に関する分野。

### ③運営及び体制

①及び②を一体として確実に進めていく上で必要となる「運営方法」や、それを円滑に進めるための「体制整備」に関する分野。



保存管理の概念図（史跡整備の手引きを加筆修正）

### 3. 保存管理計画策定の経過

#### (1) 策定までの経過

本保存管理計画は、平成 21 年度から平成 22 年度までの 2 ケ年度にわたって文化庁補助を得て策定した。

平成 21 年度には、まず 12 月 1 日に「史跡小迫辻原遺跡保存管理計画策定委員会規約」を定め、「史跡小迫辻原遺跡保存管理計画策定委員会」（以下、「委員会」という。）を設置した。このほか、保存管理計画策定のための現況地形図の作成委託のほか、計画案作成に向けての準備を行った。また、保存管理計画策定委員会を 1 回開催し、保存管理計画案や公有化の方針等について検討を行った。

平成 22 年度は、保存管理計画策定のための遺構配置図作成委託のほか、計画作成を行った。また、委員会を 3 回開催し、保存管理計画の詳細については検討を行った。

なお、「史跡小迫辻原遺跡保存管理計画策定委員会規約」は、次のとおりである。

#### 史跡小迫辻原遺跡保存管理計画策定委員会規約

(名 称)

第 1 条 本委員会は、史跡小迫辻原遺跡保存管理計画策定委員会（以下「委員会」という。）という。

(目 的)

第 2 条 委員会は、史跡小迫辻原遺跡の保存管理計画の策定について提言を行なうことを目的とする。

(構 成)

第 3 条 委員会は、教育長が委嘱する以下の委員をもって構成する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 地区を代表する者
- (3) 関係行政機関の職員

2 上記の委員のほか、教育長が特に必要と認める場合は、調査の指導等に必要な学識経験者等を委員会に招聘することができる。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、保存管理計画策定までとする。

(座 長)

第 5 条 委員会に座長を置く。

2 座長は、出席した委員の中から互選する。

3 座長は、委員会の議長を務めるとともに、委員から出された意見のとりまとめを行う。

(事務局)

第 6 条 委員会の事務局は、日田市教育庁文化財保護課が行なう。

(委 任)

第 7 条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員会に諮って定める。

附 則

この規約は、平成 21 年 12 月 1 日より適用する。

## (2) 委員会等の構成

「史跡小迫辻原遺跡保存管理計画」の策定に関する委員会等の構成は、次のとおりである。

### 委員会

|    |       |   |
|----|-------|---|
| 座長 | 後藤 宗俊 | 別府大学名誉教授【歴史考古】                                    |
| 委員 | 小田富士雄 | 福岡大学名誉教授【考古】                                      |
| 委員 | 高島 忠平 | 佐賀女子短期大学学長【遺跡整備】                                  |
| 委員 | 西山 徳明 | 九州大学大学院教授（平成 21 年度）<br>北海道大学大学院教授（平成 22 年度）【都市計画】 |
| 委員 | 小野 健吉 | 独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所文化遺産部長【造園】                   |
| 委員 | 岩見 貞政 | 地元役員会会長   |
| 委員 | 大神 信證 | 日田市文化財保護審議会委員                                     |
| 委員 | 小田 和光 | 日田市土木建築部長（平成 21 年度）                               |
|    | 坂本 誠  | 日田市土木建築部長（平成 22 年度）                               |
| 委員 | 後藤 清  | 日田市農林振興部長（平成 21 年度）                               |
|    | 樋口 虎喜 | 日田市農林振興部長（平成 22 年度）                               |
| 委員 | 堤 宣廣  | 日田市教育次長（平成 21 年度）                                 |
|    | 佐藤 功  | 日田市教育次長（平成 22 年度）                                 |

### 指導者

|       |                         |
|-------|-------------------------|
| 三宅 克広 | 文化庁文化財部記念物課（史跡部門）文化財調査官 |
| 田中 裕介 | 大分県教育庁文化課主幹（平成 21 年度）   |
| 松本 康弘 | 大分県教育庁文化課主幹（平成 22 年度）   |
| 後藤 晃一 | 大分県教育庁文化課副主幹（平成 22 年度）  |

### 事務局

|          |       |                |
|----------|-------|----------------|
| 平成 21 年度 | 原田 文利 | 日田市教育庁文化財保護課長  |
|          | 北村 羊  | 同課主幹兼埋蔵文化財係長   |
|          | 河津 美広 | 同課埋蔵文化財係専門員    |
|          | 吉田 博嗣 | 同課文化財管理係主査     |
|          | 矢羽田幸宏 | 同課埋蔵文化財係主事（担当） |
| 平成 22 年度 | 財津 隆之 | 日田市教育庁文化財保護課長  |
|          | 土居 和幸 | 同課埋蔵文化財係長      |
|          | 中嶋 美穂 | 同課埋蔵文化財係副主幹    |
|          | 河津 美広 | 同課文化財管理係長      |
|          | 吉田 博嗣 | 咸宜園教育研究センター主査  |
|          | 渡邊 隆行 | 同課埋蔵文化財係主任（担当） |
|          | 矢羽田幸宏 | 同課埋蔵文化財係主事     |
|          | 原田 弘徳 | 同課文化財管理係主事     |

### (3) 委員会の開催内容

「史跡小迫辻原遺跡保存管理計画」に関する委員会の開催状況は、以下のとおりである。

第1回 平成21年12月3日（木） 日田市埋蔵文化財センター講座室

- 議事
- ・保存管理計画について
  - ・保存管理計画案の検討について  
（史跡小迫辻原遺跡視察）

第2回 平成22年8月6日（金） 日田市埋蔵文化財センター講座室

- 議事
- ・計画スケジュールの修正と確認
  - ・保存管理計画の目次の詳細
  - ・計画案の検討
  - ・史跡小迫辻原遺跡の整備・活用の素案

第3回 平成22年11月8日（月） 日田市埋蔵文化財センター講座室

- 議事
- ・計画案の修正と検討
  - ・史跡小迫辻原遺跡の整備活用案の検討
  - ・保存管理並びに体制整備（案）の提示

第4回 平成23年1月27日（木） 日田市埋蔵文化財センター講座室

- 議事
- ・計画案の修正と検討

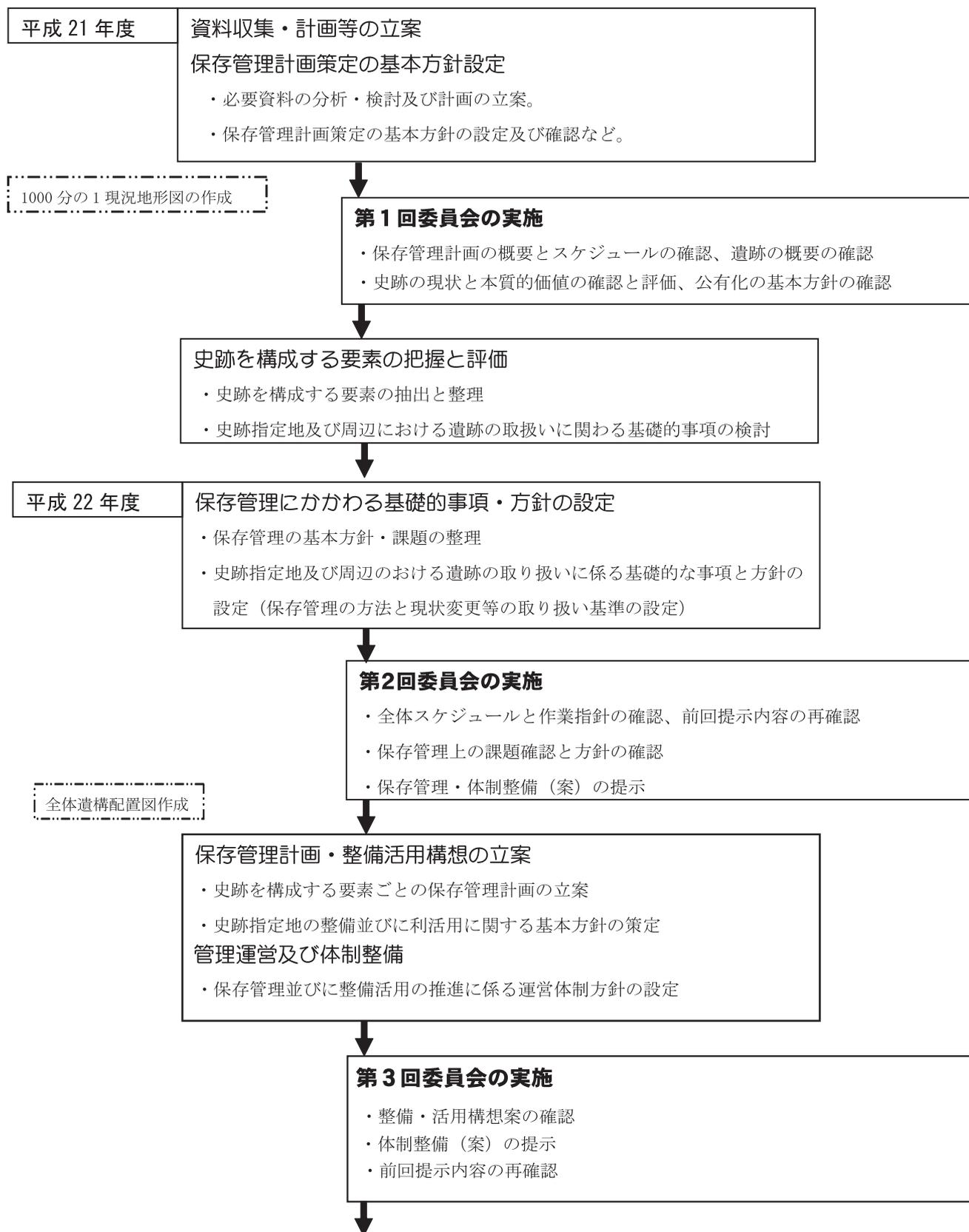


写真1 第1回委員会風景



写真2 第2回委員会風景

(4) 保存計画策定作業の流れ



#### 第4回委員会の実施

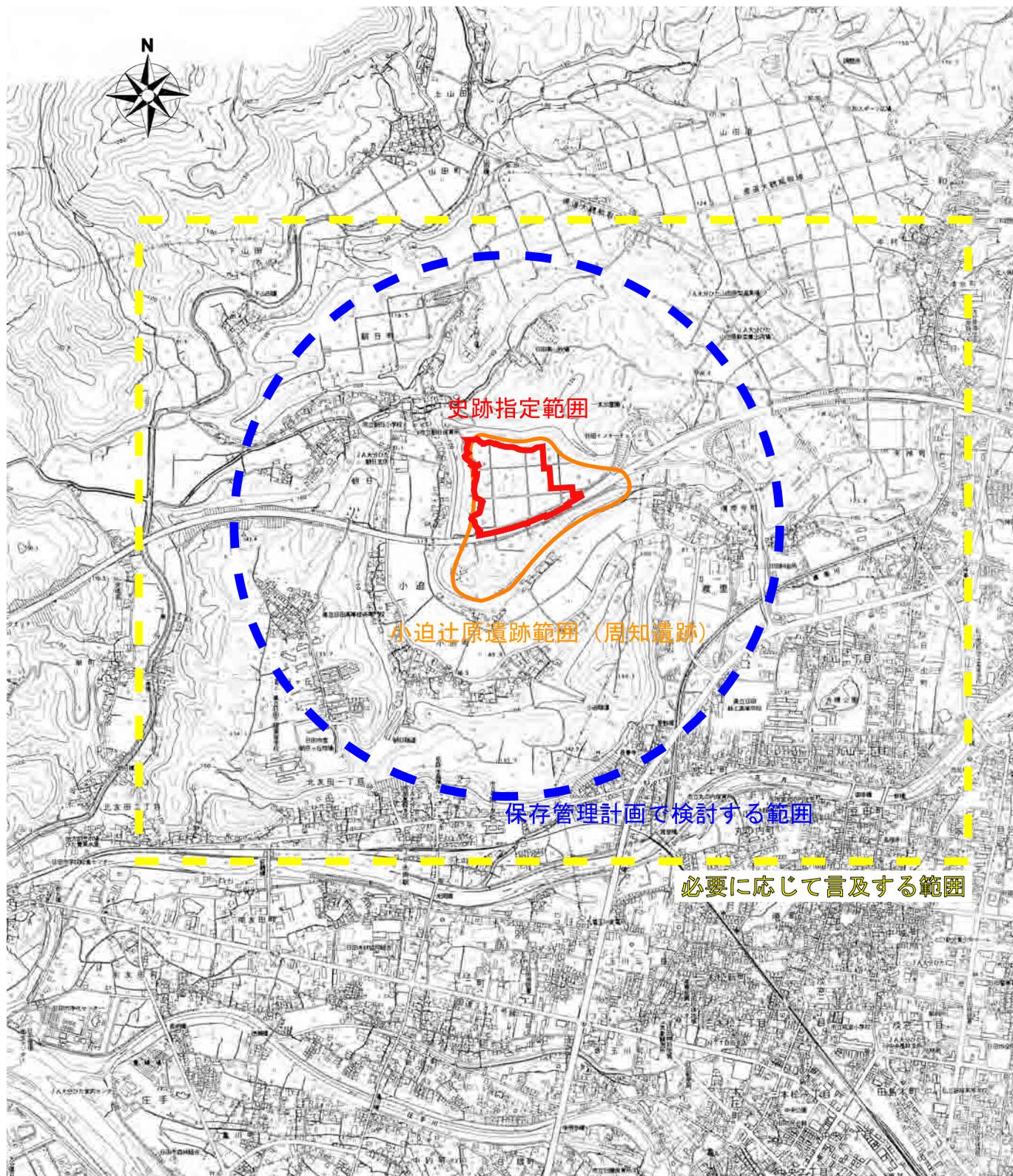
- ・ 前回提示内容の再確認
- ・ 計画書（案）の提示

保存管理計画の取りまとめ

保存管理計画書刊行

#### 4. 保存管理計画の対象範囲

保存管理計画の対象範囲は史跡小迫辻原遺跡の範囲とするが、過去の史跡指定の経過により、遺跡が広がると予想される範囲や、史跡の環境保全上必要と思われる周辺の区域についても、必要に応じて言及するものとする。



※日田市都市計画図 平成13年作成 縮尺1/10,000を使用

第1図 保存管理計画対象範囲 (1/20,000)

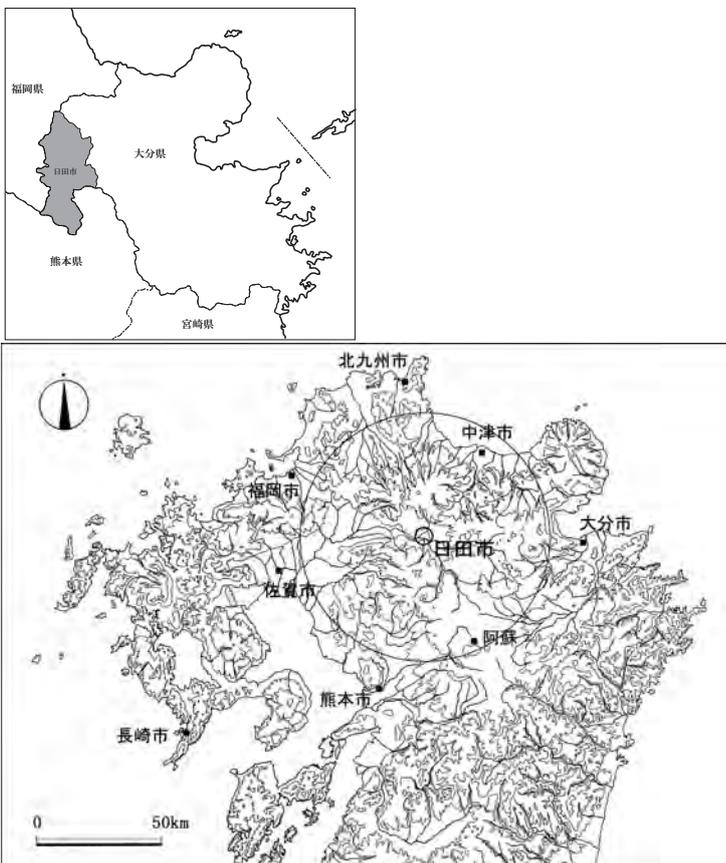
## 第2章 遺跡の位置と環境

### 1. 自然環境及び社会環境

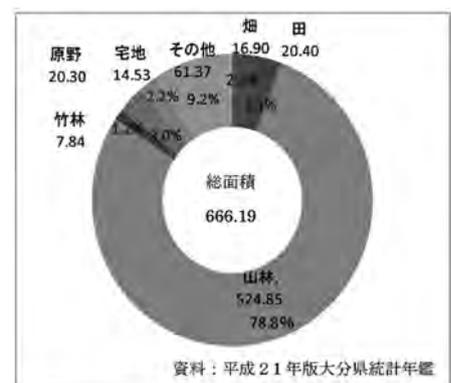
小迫辻原遺跡の所在する大分県日田市は九州島内にあつては北部九州のほぼ中央にあたり、大分県の西北部に位置する。西は福岡県、南は熊本県との県境をなしている。平成17年3月22日には旧日田郡（天瀬町・大山町、上津江村・中津江村・前津江村）と合併し、南北48.1km、東西24.6km、面積約66,619ha、人口は約77,000人（現在約73,000人）の小都市が誕生し、市の境界は西が福岡県うきは市や朝倉市、朝倉郡東峰村、八女郡星野村、同矢部村、北は福岡県田川郡添田町、大分県中津市、東は大分県玖珠郡玖珠町や熊本県阿蘇郡小国町、同南小国町、南は熊本県山鹿市、菊池市とそれぞれ接している。日田市の面積のうち、農耕地は5.6%、宅地は2.2%に過ぎず、林野面積が78.8%を占める山岳林野地帯である。

この日田市を起点に、西に向かえば福岡県久留米市や太宰府市・福岡市、北に向かえば北九州市や中津市・宇佐市、東へ向かえば湯布院を抜け大分市、南へ向かえば竹田市や阿蘇・熊本市へと通じる。このルートは天領として栄えた近世期には筑後国高良山道・久留米城路、筑前太宰府路・福岡城路・福岡城路、彦山路・小倉城路、豊前国宇佐宮路・中津城路・玖珠郡森宮路、直入郡岡城路・肥後国阿蘇山路・隈府路・熊本城路と呼ばれ、旧国の主要な地域と結ばれていた文字通り交通の要衝の地である。

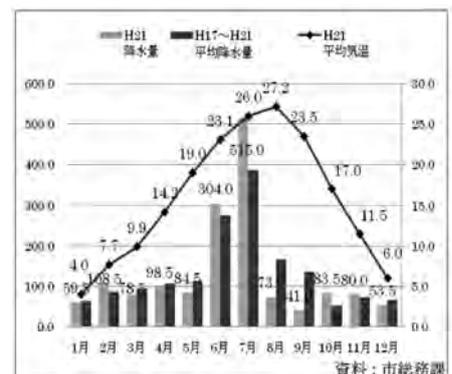
現在でも福岡県との交流が深い日田市は、西に流れる筑後川の上流に位置するなどその地理的条件に大きく左右され、古来より西からの文化の影響を強く受けて発展してきた街で、大分県のなかにあつても伝統や文化など全般にわたって独自の文化を色濃く残している。江戸時代には幕府の西国筋郡代（代官所）が置かれ、九州島の政治・経済の中心をなす一方で、この時代に始まった杉の植林は日田杉の一大生産地として知られるようになり、豊富な水源は“水郷”の地と称されている。



第2図 日田市の位置図

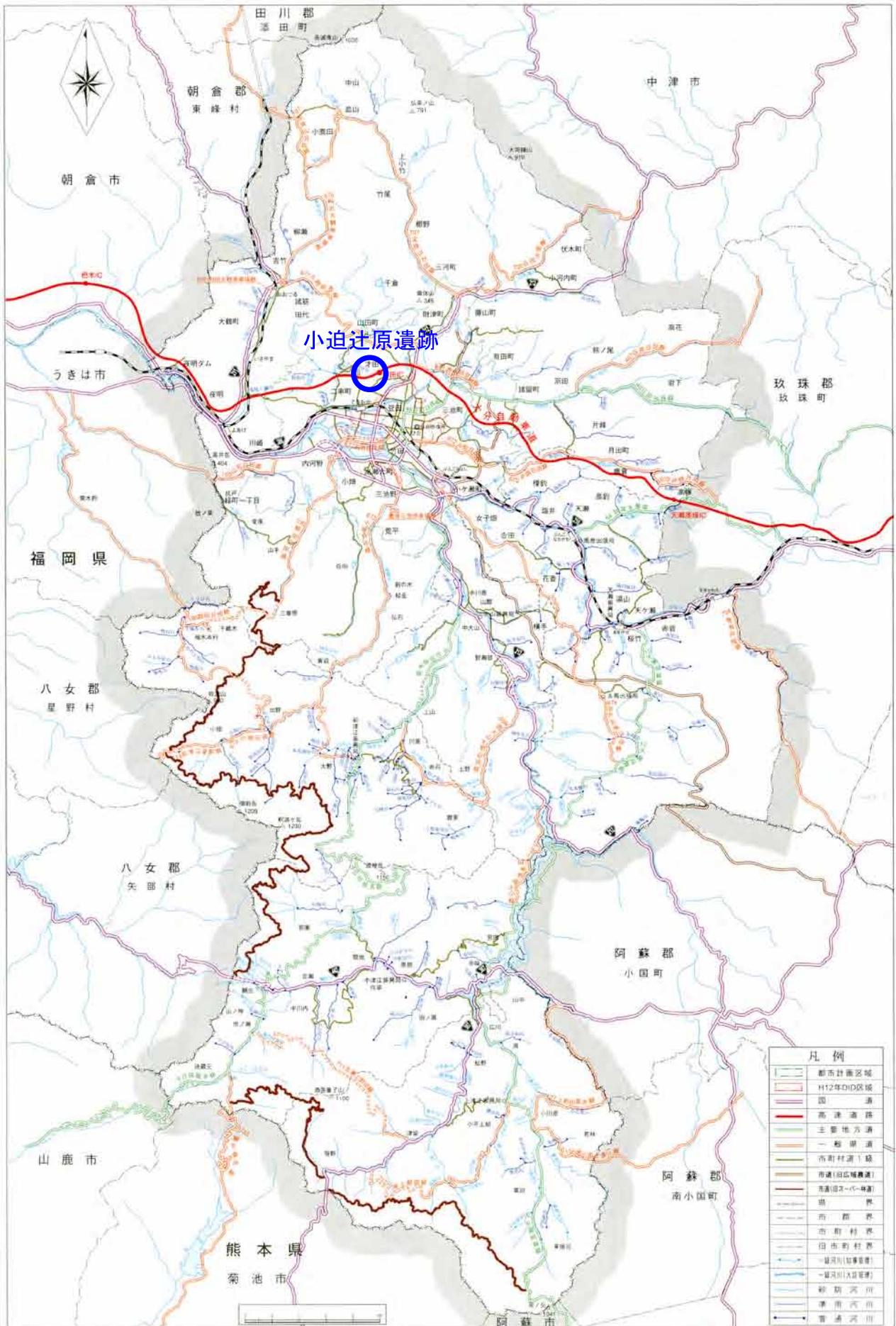


第3図 地目別面積



第4図 月別降水量と平均気温

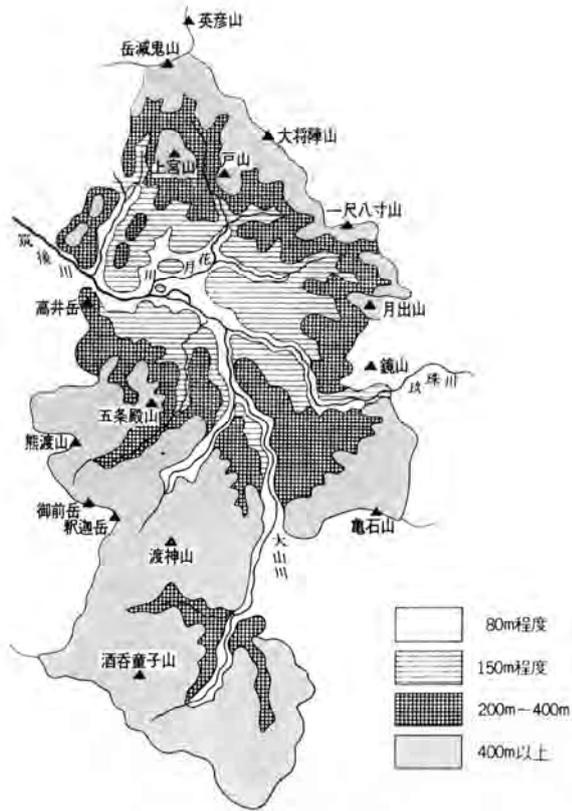
※平成22年度版ひた市勢情報より



※日田市全図 平成18年4月作成を使用

第5図 日田市全図 (1/200,000)

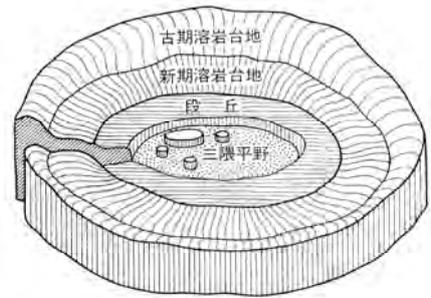




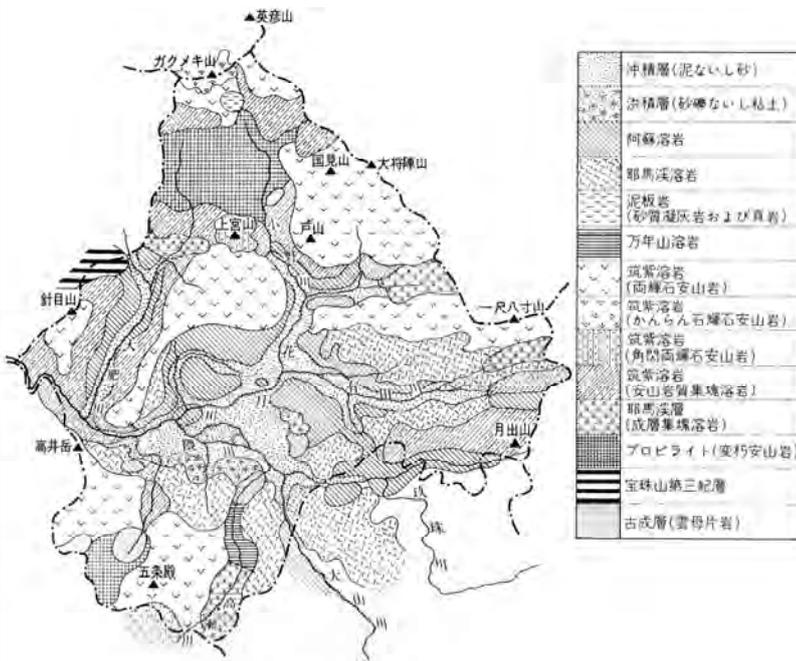
①日田の等高線



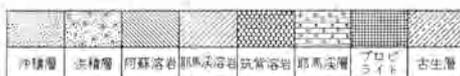
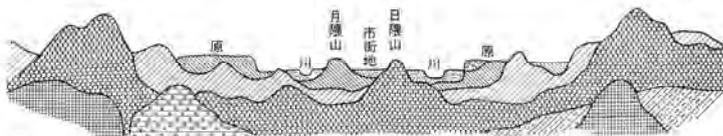
②日田盆地周辺の主な山群と原（段丘）



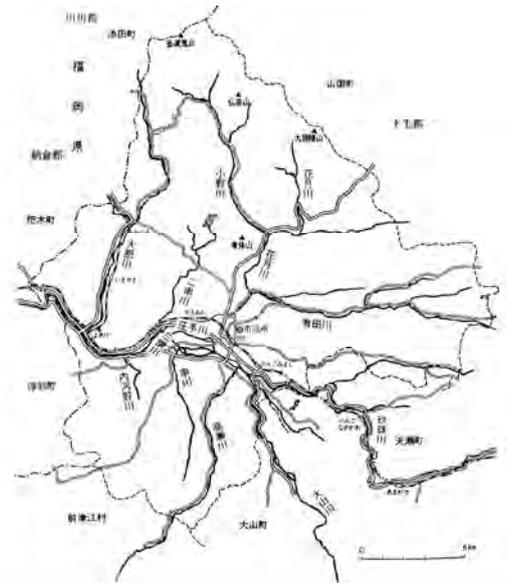
③日田盆地の地形概形



④日田盆地の地質図



⑤日田盆地の地層モデル



⑥日田盆地の河川図

※『日田市30年史』地質編より

## (2) 日田市の地形・地質・水利

日田市の地形は典型的な盆地地形で、日田盆地と称されている。現在の市街地に当たるのが日田盆地の沖積面で標高は約 75 ～ 90 m、日隈・月隈・星隈と呼称される残丘が盆地内に転々と残り、盆地底沖積面周囲には、市内では原（はる）と呼ばれる山田原・吹上原・葛原・須ノ原・町野原・佐寺原・長者原などの阿蘇 4 火砕流の流出によって形成された標高 150 m 前後の溶岩台地が段丘状に巡っている。

この台地の外側には龍体山（345 m）・西の山（308 m）・片峰（約 500 m）・大石峠（約 400 m）などの標高約 200 ～ 600 m の耶馬溪火砕流で形成された溶岩台地が占め、さらにその外側の市の境界域には岳滅鬼山（1036 m）・大將陣山（909 m）・一尺八寸山（707 m）・月出山（709 m）・五条殿山（834 m）・釈迦岳（844 m）といった標高約 400 ～ 1000 m 級の山々が連なり、さらに遠方には英彦山（1199 m）系・久住山（1786 m）系・阿蘇外輪山（900 ～ 1100 m）が広がる。

日田市は九州第一の河川である筑後川の上流に位置し、市域全ての河川の系統は筑後川水系に属している。本市の夜明より上流が筑後川上流域に位置づけられ、市域においては、久住山や阿蘇外輪山を源とする玖珠川や大山川は盆地東部で合流して三隈川となり、さらに台地の合間を縫うようにして流れ出る高瀬川、二串川、内河野川といった小河川が合わさって筑後川となる。さらに西流して大肥川が合流し筑紫平野を経て有明海へと注いでいる。

## (3) 遺跡周辺の地形・地質・水利

小迫辻原遺跡は、日田市北部の阿蘇 4 火砕流の流出により形成された溶岩台地の段丘上に位置している。遺跡の立地する通称辻原台地は宮原台地とともに盆地内で最も発達した台地である山田原台地の一角を占め、その南側には独立した吹上原台地が見られる。これらの台地は阿蘇 4 火砕流堆積面の下位に比高 10 ～ 30 m の崖を作って分布する地形面の「中位段丘 1 面」と呼ばれ、主として花月川右岸一帯に広がる。右岸一帯の広がりとはこの山田原台地や吹上原台地を指すもので、市内にみられる「中位段丘 1 面」のなかでは最も広範囲な地形である。

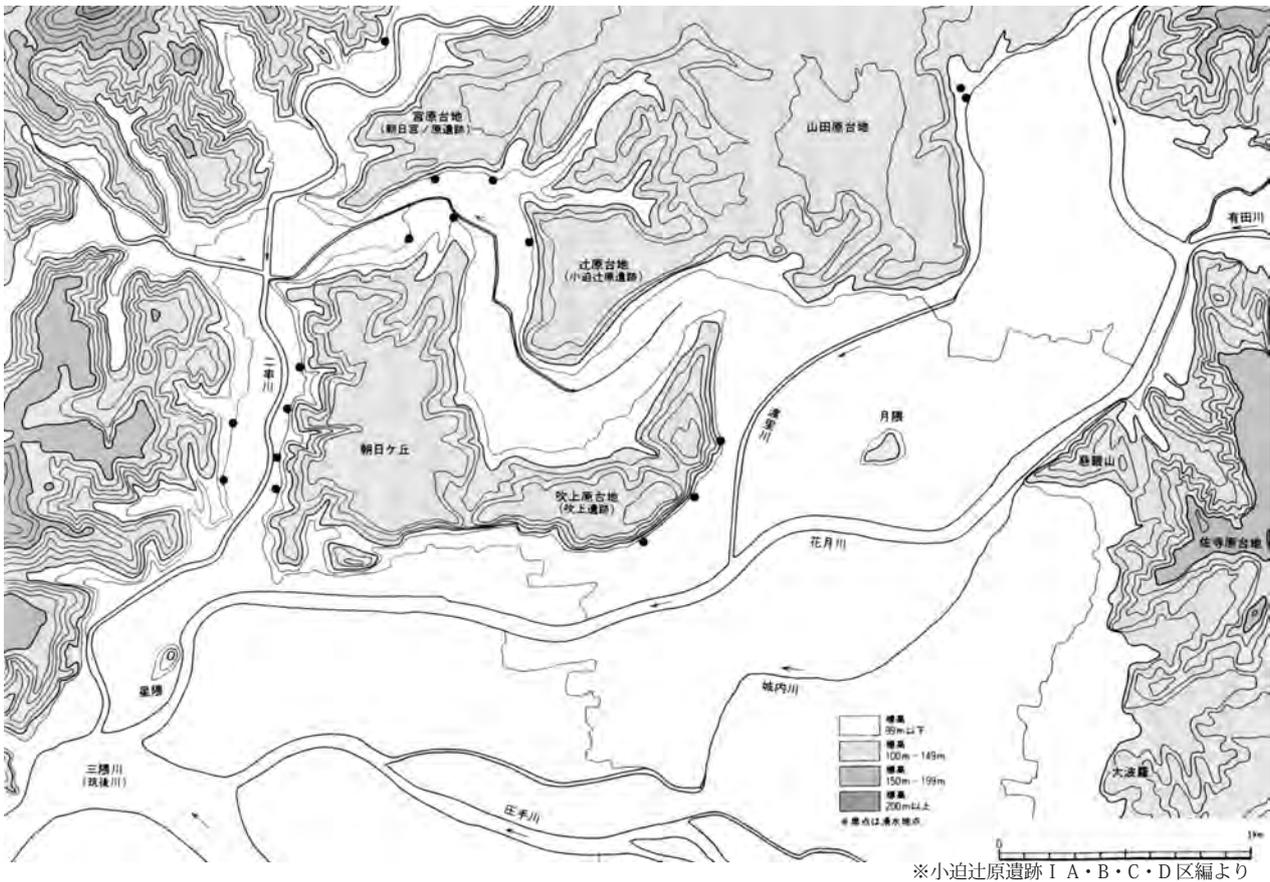
この発達した山田原台地は龍体山の南側山麓にあたり、台地西側には君迫川と合流した二串川が南流し、東側では南流する花月川が吹上原台地の南で西流して 2 つの河川が重なるようにして三隈川にそそぎこんでいる。山田原台地では昭和 30 年代に大規模な基盤整備事業が実施され、台地上はより平坦に区画化されて夏はスイカ、冬は白菜の一大生産地となっている。

さて、遺跡の立地する辻原台地は、現状では東西約 700 m、南北約 700 m の上面観が三角形をなしている。台地上の面積はおよそ 140,000 m<sup>2</sup> になる。台地上の標高は約 120m で、台地裾部と 30 ～ 40m ほどの比高差がある。台地の東側は現在大分自動車道日田 I C となっているが、以前は山田原台地と地続きで、東・南側は崖面、北側は小さな谷部へと傾斜している。この台地も昭和 30 年代に基盤整備事業が実施され平坦に区画されているが、整備前の地図では台地の南側から北側に向かって緩やかに傾斜する台地面であったようで、現在でも台地上には微妙な起伏が形成されており、往時の地形が想起される。

辻原台地上には湧水がないため灌漑用の水路がひかれている。台地南側には谷部が形成されており、本来は河川が流れていたものと考えられる。また、台地西側下には現在でもわき出る湧水地が数点あり、この台地上でもそうであるが、周辺台地上には湧水がなく、古くからの水利確保には台地下の湧水地が利用されていたことが想像される。（第 8 図）

#### (4) 遺跡周辺の景観

小迫辻原遺跡の所在する辻原台地中ほどは大分自動車道にて分断されており、台地上での景観は、広大な畑地のなかに大規模人工的工物である高速道路が東西に走るかなり特異な景観を呈している。周辺は、矮小な沖積地と台地が取り囲み、台地周囲には杉や檜の植林された資源林が広がっているため、台地上から北側の展望は周辺に山々や台地が連なる閑静な雰囲気漂う山間地景観を呈している。また、台地下部の沖積地には近年の宅地化により住宅地や工場・道路などが広がっているものの、いまだ水田も多く残り、自然要害の台地が悠然とそびえた景観が見られる。(巻頭写真、写真 13)



第 8 図 小迫辻原遺跡周辺地形図と湧水点 (1/30,000)

※なお、「豊西説話」の記載によれば、現在、石井町に所在する「隈山(熊山)」と呼ばれている残丘が「星ノ隈」と呼ばれていたことになっている。しかし、これまで星隈と市民から呼ばれて親しまれてきた通称を変更することによって混乱が生じる恐れがあることから、本書においては、星隈という名称をそのまま利用することにする。

## 2. 歴史環境

### (1) 日田盆地の遺跡概観

日田市には旧石器時代から近世に至るまでの多くの遺跡が存在しているが、日田盆地とその周囲において遺構・遺物量の増加が目立ち始めるのは、弥生時代以降である。

弥生時代には、福岡平野や筑後地方の影響を受けて、本格的な集落が成立し、三和教田遺跡<sup>みわきょうだ</sup>や長者原遺跡<sup>ちやうじやばる</sup>などの環濠集落も確認されている。また、小迫辻原遺跡<sup>ふきあげ</sup>の南側約 600m の吹上原台地には、弥生時代前期から後期まで連綿と続く一大弥生集落で、盆地内の拠点集落でもある吹上遺跡がある。台地東部の 6 次調査区からは大型成人用甕棺墓群とそれに伴う南島産貝製腕輪、銅戈、鉄剣、硬玉製勾玉、ガラス製管玉などの副葬品が出土しており、福岡平野や佐賀平野を中心とする北部九州弥生文化の影響が色濃く見て取れる。

弥生時代の終わりから古墳時代の初頭にかけて、吹上遺跡から小迫辻原遺跡へと中心となる集落が移ることになる。続く、古墳時代中期になると荻鶴遺跡<sup>おぎつる</sup>で鍛冶遺構が見られ、盆地内各地の集落がカマドを持つ住居や初期須恵器が出現するなど、新たな文化が流入したことが窺える。

古墳については、現在市内で確認されている約 70 基の古墳のうち、はっきりと前期に比定できるものはなく、中期と多くは後期の古墳である。特に、史跡穴観音古墳、史跡法恩寺山 3 号墳<sup>ほうおんじやま</sup>、史跡ガランドヤ古墳などの装飾古墳の存在は、筑後川下流域との強い繋がりを窺わせる。小迫辻原遺跡の周辺には北西約 700m の台地上に 2 基の前方後円墳からなる朝日天神山古墳群がある。2 基ともに後期の築造と考えられており、2 号墳は市内最大の古墳で、埴輪として使用されたと考えられている須恵器大型壺などが出土している。

律令下の古代日田郡には、5 郷、14 里、1 駅が置かれたと『豊後国風土記』に記されている。上野第 1 遺跡で確認された古代建物群と「豊馬豊馬」銘の刻書石製権<sup>ごん</sup>は、『延喜式』<sup>えんぎしき</sup>に見られる石井駅<sup>いせ</sup>の存在を窺わせる。また、盆地東部の大波羅遺跡<sup>おほはら</sup>や慈限山遺跡<sup>じげんざん</sup>においても、古代の遺構と墨書土器などの遺物が確認されており、官衙や寺院に関連する施設の存在を窺わせる。『豊後国正税帳』には当時の主要な役職と人物名が記されており、古代日田郡において郡司職にあったのが日下部氏<sup>くさかべ</sup>であったことが窺える。日下部氏は 11 世紀前半の別符の開発を最後に勢力が衰え、代わって疑任郡司であった大蔵氏が台頭し、中世日田を治めることになる。

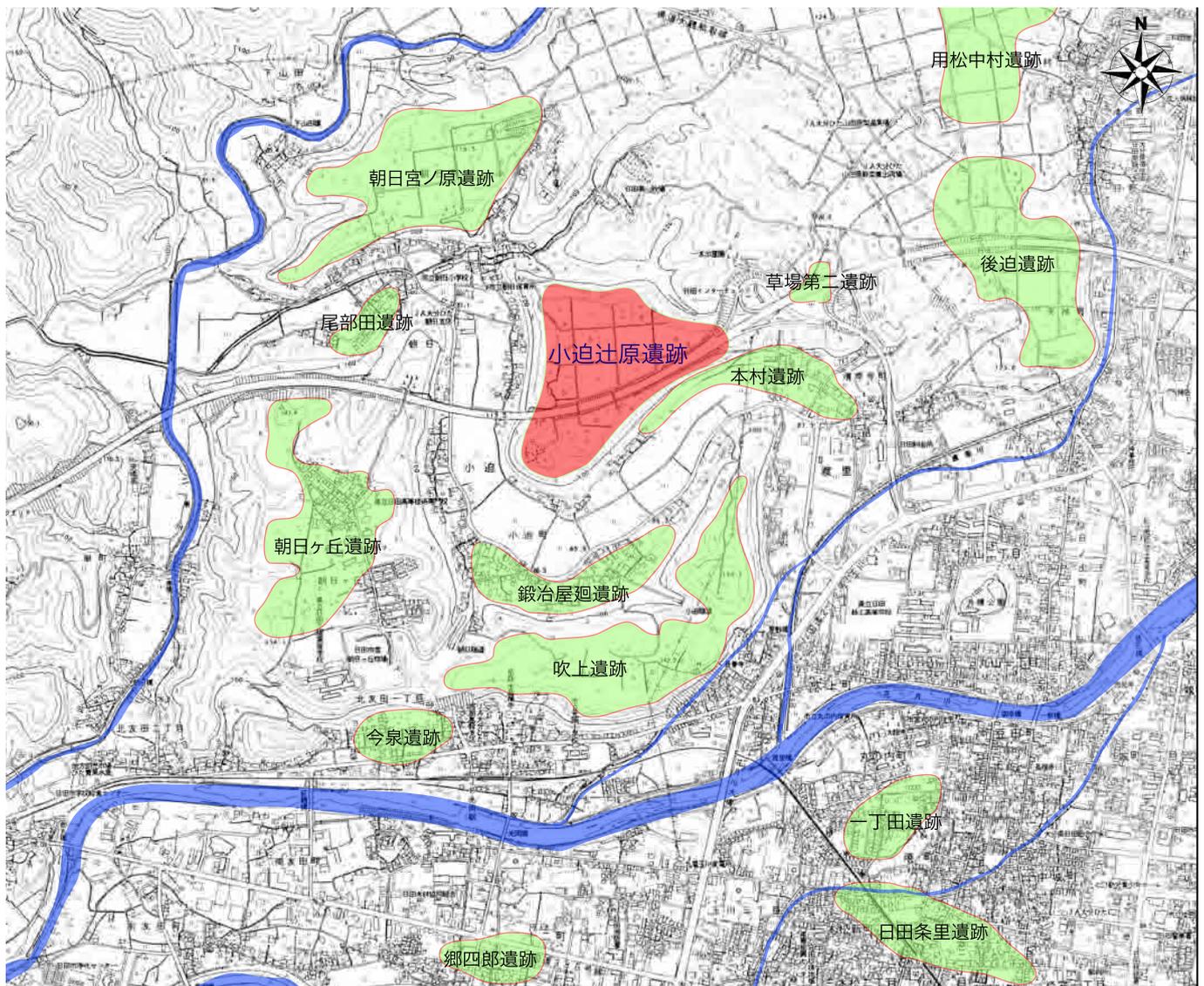
大蔵氏は花月川沿いの慈眼山丘陵を居城とし、慈限山から花月川を挟んで北に広がる日田条里上手地区一帯には 10 世紀～ 13 世紀ごろの集落を見ることができる。大蔵氏は鎌倉幕府から地頭職が安堵された後は御家人となり日田氏を称するようになり、15 世紀中頃に大蔵姓日田氏が断絶するまで、慈眼山遺跡を中心として日田の地を治めることとなる。大蔵姓日田氏断絶の原因については『豊西記』『日田記』『日田造領記』でそれぞれ異なった記述がされているため真相は不明であるが、大蔵姓日田氏断絶後は大友四郎親満が日田氏を継ぎ、大友姓日田氏が成立する。慈限山南側の沖積地には慈限山遺跡が広がっており、15 世紀～ 16 世紀ごろの武家屋敷群が計画的に造成されている。

この大友姓日田氏も 16 世紀前半には断絶し、その後 8 名の郡老支配を経て、日田は太閤蔵入地となり、江戸幕府成立後は一時親藩・譜代大名の支配を除けば御幕府領となる。寛永 16 年（1639）には永山布政所（代官所）が置かれ、18 世紀中頃には郡代に格上げされて、幕府による九州支配の中心地として繁栄することとなる。

## (2) 市内の弥生時代から古墳時代初頭の遺跡の状況と小迫辻原遺跡周辺の状況

市内における弥生時代から古墳時代の状況について概説する。

日田盆地において弥生時代の遺跡の所在が確認されるのは、概ね前期後半以降である。前期後半から末にかけて吹上遺跡や小迫辻原遺跡・徳瀬遺跡・後迫遺跡といった遺跡が営まれるようになる。このうち小迫辻原遺跡や徳瀬遺跡は一旦利用されなくなるのに対し、吹上遺跡や後迫遺跡は後期末まで継続的に利用される拠点的性格を有している。中期代には盆地の各所に遺跡が作られるようになる。大肥川流域の大肥遺跡、日田盆地内では佐寺原遺跡や朝日宮ノ原遺跡、天瀬の五馬台地では宇土遺跡といった後期末まで継続的に利用される拠点集落が各地域に広がって営まれる。これに対し、上野第一遺跡や葛原遺跡・会所宮遺跡といった比較的短期間しか営まれない遺跡も出現する。次の中期後半から後期中頃にかけては比較的遺跡の数が増加する時期で、高野遺跡や祇園原遺跡・金田遺跡など、この時期にしか利用されない集落が目立つようになる。そして、この時期には前期代以来居住が認められない幾つかの集落が再び営まれるようになるなどの特徴が見られる。後期中頃から末になると市内各所で遺跡がかなり増加するようになるとともに、環濠と想定されている溝を伴う遺跡が増加する。長者原遺跡や三和教田遺跡・平島遺跡などである。このようななかで、古墳時代初頭まで継続する小規模集落は各所に見られるが、規模の大きな集落は小迫辻原遺跡とその一帯へと収斂する様相が見て取れるのである。



※日田市都市計画図 平成13年作成 縮尺1/10,000を使用

第9図 遺跡周辺の主な弥生時代から古墳時代初頭の遺跡分布図 (1/10,000)

次に、小迫辻原遺跡周辺の状況について概観する。小迫辻原台地下の沖積地には、弥生時代後期中頃から終末にかけて営まれた本村遺跡や弥生時代後期から古墳時代初頭ごろに営まれた尾部田遺跡等の集落が存在している。また、小迫辻原遺跡の北西には弥生時代前期から後期の住居や甕棺墓、石棺墓などが確認された朝日宮ノ原遺跡、東には弥生時代後期後半から古墳時代中期にかけた墓地群が確認された草場第二遺跡が所在している。南側の吹上原台地上では、弥生時代前期後半から後期末にかけての大規模集落であり、中期後半の特定集団墓が確認された吹上遺跡、東側の山田原台地上には弥生時代前期後半から後期にかけての大規模集落である後迫遺跡などの大きな集落が所在しており、いずれも小迫辻原遺跡と深い関係にあったと推測される。そのほか大小の集落が周辺に見られ、小迫辻原遺跡を中心とした一帯は、特に弥生時代から古墳時代にかけての遺跡が密集している市内随一の地域で、これらの遺跡が相互に関連しあいながら存在している。後期末に小迫辻原遺跡が特別な在り方の遺跡として成立するが、廃絶される古墳時代前期初頭以降はこの一帯も同様にあまり利用されなくなる。

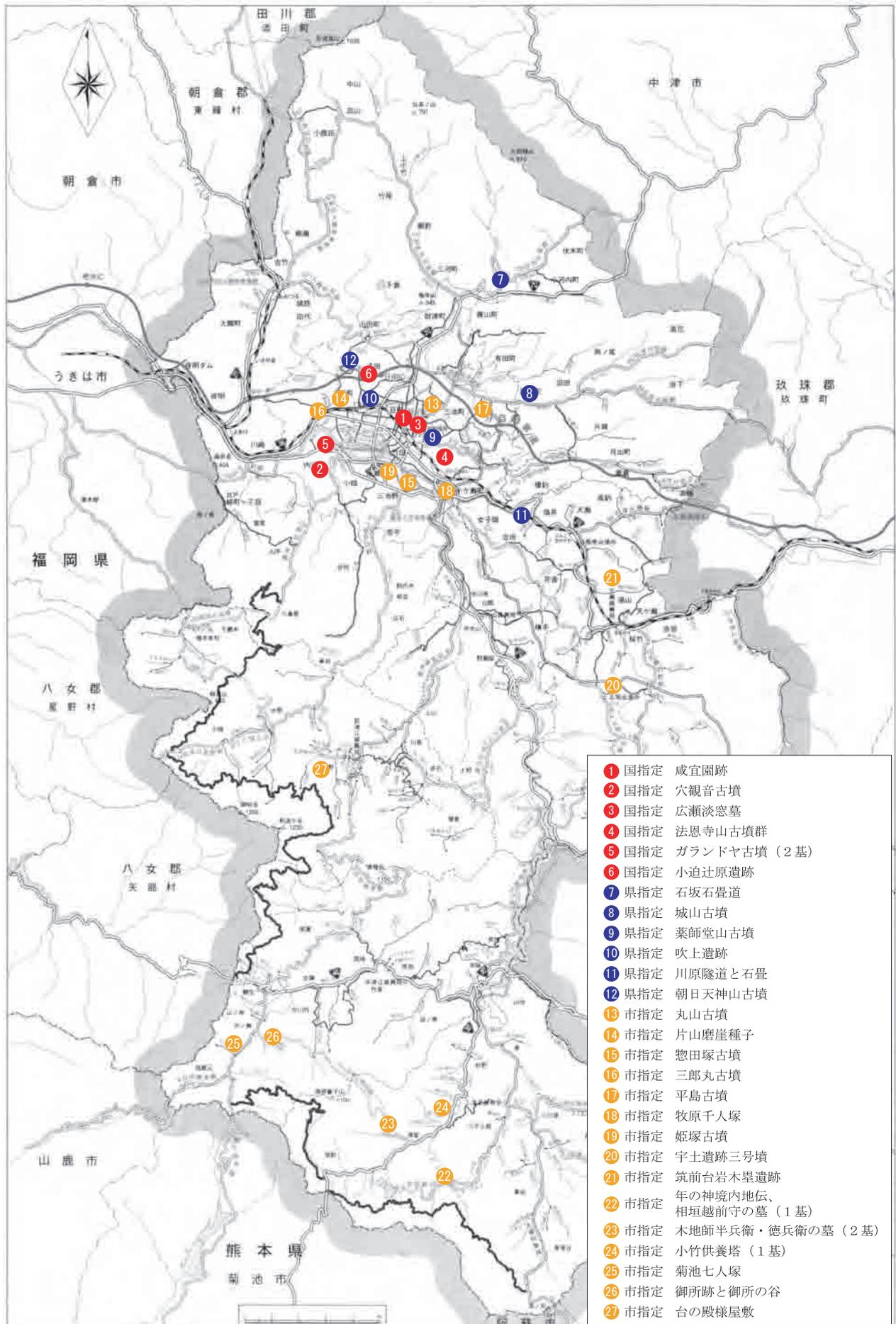
### (3) 周辺の指定文化財

市内には数多くの文化財が残り、162 件もの文化財が指定されている。そのうち、史跡は 27 件あり、うち国史跡には 6 件が指定されるなど、遺跡の宝庫でもあると言える。指定史跡は市内各所に散在している(第 10 図)。小迫辻原遺跡周辺では弥生時代の有力者の集団墓である吹上遺跡や古墳時代後期の前方後円墳である朝日天神山古墳群などが大分県史跡として指定されている。その他の文化財は市内各所に多岐に渡っており、国県市の区分は別として、ほぼ全ての文化財区分に該当している。特に近年では豆田の伝統的建造物群保存地区や小<sup>おんた</sup>鹿田の里の重要文化的景観保存地区の取り組みなどが行われるなど多様な状況である。

(巻末参考資料：指定文化財一覧表参照)

第 1 表 日田市の指定文化財数 (平成 22 年 1 0 月時点)

| 国指定       |    | 県指定     |    | 市指定     |    | 合計  |
|-----------|----|---------|----|---------|----|-----|
| 重要文化財     | 11 | 有形文化財   | 24 | 有形文化財   | 44 | 79  |
| 重要無形文化財   | 1  | 無形文化財   | —  | 無形文化財   | —  | 1   |
| 重要有形民俗文化財 | —  | 有形民俗文化財 | —  | 有形民俗文化財 | 2  | 2   |
| 重要無形民俗文化財 | 1  | 無形民俗文化財 | 5  | 無形民俗文化財 | 4  | 10  |
| 史跡        | 6  | 史跡      | 6  | 史跡      | 15 | 27  |
| 名勝        | 1  | 名勝      | 1  | 名勝      | —  | 2   |
| 天然記念物     | —  | 天然記念物   | 3  | 天然記念物   | 23 | 26  |
| 国選定       |    |         |    |         |    |     |
| 重要伝統的建造物群 | 1  | —       | —  | —       | —  | 1   |
| 重要文化的景観   | 1  | —       | —  | —       | —  | 1   |
| 選定保存技術    | 1  | —       | —  | —       | —  | 1   |
| 国選択       |    |         |    |         |    |     |
| 無形民俗文化財   | 2  | 無形民俗文化財 | 2  | —       | —  | 4   |
| 国登録       |    |         |    |         |    |     |
| 登録有形文化財   | 8  | —       | —  | —       | —  | 8   |
| 総計        |    |         |    |         |    | 162 |



※日田市全図 平成 18 年 4 月作成を一部修正

第 10 図 日田市の指定史跡分布図 (1/200,000)

## 第3章 おごこつじばるいせき 史跡小迫辻原遺跡の概要

### 1. 指定までの状況

小迫辻原遺跡は、昭和48年に大分県教育委員会が発行した「日田市・玖珠町埋蔵文化財分布一覧」によると、弥生時代の遺物散布地として“小迫原遺跡”の名称で周知されてきた。この頃まで、本格的な発掘調査は行われておらず、遺跡の実態については昭和58年の試掘調査までは把握されていなかった。

遺跡名の変更については、発掘調査において遺跡が脚光を浴び、地元から通称小迫原という呼び名の台地が他にもあり、発掘調査された台地は通称辻原と呼称しており地元ではその所在地に混乱をきたしていることから、日田市は昭和63年に大分県教育委員会に対し、「小迫原遺跡」から「小迫辻原遺跡」へと名称を変更するよう要望し、以後、正式な報告書等では小迫辻原遺跡と呼ぶことになった。

### 2. 遺構名称の統一

台地中央より東側に3基並び、一辺約20～50mの方形状の溝によって区画される溝及び建物などの遺構を指し示す名称についてであるが、これまで日田市教育委員会ではこれらを「居館」・「環濠（壕）居館」、「豪族居館」などとして説明し、大分県教育委員会発行の発掘調査報告書では「方形環溝」、文化庁の史跡指定時には「方形環濠建物」としてきた。これは当時の学問的な理解のもとに設定された名称であったのだが、研究の進展や理解などに併せて名称が変更となり、複数の名称が使用されているためやや混乱が生じている。現在の研究状況の進展の過程などでは幾つかの名称が想定され、統一的な名称を設定しにくい状況でもある。

そこで、指定時において仮に設定された「方形環濠建物」という用語が、史跡小迫辻原遺跡の保存管理計画を作成する際に使用するには妥当ではないかと考えられることから、今回は仮にこの「方形環濠建物」の用語を使用して名称の統一を図るものとする。

なお、過去この遺構について記載されている主な書籍類について以下に記載する。本書を纏めるにあたっては、これらの書籍を主に参考としている。

※遺跡西側に3基確認される「環濠」については、「環壕」・「環溝」として標記されているものも一部見受けられるが、ここではこれまで統一的使用されてきた「環濠」を使用するものとする。



写真3 1・2号方形環濠建物保存の擁壁

## 《書名・参考文献》

### 「居館」・「環濠（壕）居館」を使用している書籍

- 『居館の里 - 小迫辻原遺跡 大分県日田市』日田市教育委員会 1993
- 『まちづくりフォーラム 96 黎明の比多国 - 小迫辻原遺跡の世界』まちづくりフォーラム'96 実行委員会 1996
- 「大分県小迫辻原遺跡」『考古学ジャーナル 384』ニュー・サイエンス社 1995
- 「小迫辻原遺跡Ⅱ（N区）」『日田地区遺跡群発掘調査概報Ⅳ』日田市教育委員会 1989
- 「小迫辻原遺跡Ⅲ（O区）」『日田地区遺跡群発掘調査概報Ⅴ』日田市教育委員会 1990
- 「小迫辻原遺跡Ⅳ」『日田地区遺跡群発掘調査概報Ⅵ』日田市教育委員会 1991
- 「小迫辻原遺跡Ⅴ」『日田地区遺跡群発掘調査概報Ⅶ』日田市教育委員会 1992

### 「豪族居館」を使用している書籍

- 「第Ⅰ編 先史・原始 第三章第一節五小迫辻原遺跡の語るもの」『日田市史』1990
- 『小迫辻原遺跡Ⅱ - 小迫辻原遺跡範囲確認調査概要報告書 -』日田市教育委員会 1992
- 「小迫辻原遺跡（L-1区）」『日田地区遺跡群発掘調査概報Ⅲ』日田市教育委員会 1988

### 「方形環溝」を使用している書籍

- 『小迫辻原遺跡Ⅰ A・B・C・D区編』九州自動車道関係埋蔵文化財発掘調査報告書 10 1999

### 「方形環濠建物」を使用している書籍

- 『月刊文化財』平成6年12月号 文化庁文化財部 1994



写真4 環濠土層剥ぎ取り状況

### 3. 史跡指定の経緯

#### (1) 県指定までの経緯

小迫辻原遺跡は、昭和 58～59 年度にかけて九州横断高速道大分道建設に伴う事前確認調査が行われ、昭和 60～62 年度にかけ本発掘調査が実施された。

この調査において、古墳時代前期初頭の方形環濠建物 2 基が検出され、更に調査が進められるうちに、この遺構が日本最古の段階のものであることが確認され、その重要性が強く認識されることとなった。

調査主体者である大分県教育委員会はこの重要性に鑑み、事業主体者である日本道路公団をはじめ、各関係機関と 2 ヶ月にわたる協議を行った。その結果、高速道路側面を約 95 m にわたって垂直のコンクリート擁壁とする工法の変更によって、方形環濠建物は可能な限り現地保存されることとなった。

この決定を受け、日田市は方形環濠建物跡全ての範囲を保護すべく、高速道路北側の民有地等 7,368.4 m<sup>2</sup>を大分県史跡としての指定申請を行い、平成元年 3 月 30 日に大分県史跡指定を受け、平成元・2 年度にはその公有化（民有地等 6,521 m<sup>2</sup>）を行った。

#### ○大分県教育委員会告示第 2 号

大分県文化財保護条例（昭和 30 年大分県条例第 12 号）第 35 条第 1 項の規定により、次に掲げる文化財を県指定史跡に指定する。

平成元年 3 月 30 日

大分県教育委員会

区 分 史跡

名 称 小迫辻原遺跡

特記事項 古墳時代の豪族居館跡等

所在地 日田市大字小迫 1176-1、1196、1197、1198-1 及び 1199-2 の全部並びに 1176-2 及び 1198-3 の一部で次の図に示す部分に限る。

所有者 上杵徹幸、遠藤俊明、石橋 豊、岩見義光、日本道路公団

指定面積 7,368.4 m<sup>2</sup>

#### (2) 国指定までの経緯

##### ①緊急調査の実施

九州横断高速道大分道建設に伴う調査が実施され、方形環濠建物の発見を機に遺跡が注目を集め始めたころ、遺跡の存在する台地上では農作物の生産性を向上させるための地力増進事業（天地返し）が計画された。

市教委は当時既に現地保存が検討されていた小迫辻原遺跡の重要性を考慮し、遺跡の保存を前提とした協議を市農政部局と行ったが、最終的には工事予定地を対象に緊急発掘調査を実施する方針となり、昭和 62 年度から県教委の協力を得て調査に着手した。

昭和 63 年度には、台地西側において方形環濠建物とほぼ同時期と見られる環濠の一部が検出され、さらに平成元年度の台地中央部分での調査では整然と区画された古代の建物群や「大領」銘の墨書土器などが発見された。市教委は、小迫辻原遺跡において相次いで貴重な調査成果が得られたことから、発掘調査指導委員会の指導を受け、遺跡の全体像を解明するための確認調査を実施することになった。

## ②保存地域拡大に向けての確認調査へ

確認調査は平成2年度から平成5年度まで間、台地上の発掘調査可能な農地を対象に実施した。この調査により新たな方形環濠建物をはじめ、弥生時代から古墳時代の3つの環濠や中世の環溝屋敷などの遺構が確認された。これにより、遺跡の重要性が再認識されると同時に、市民の関心も高まり、遺跡の保存活用について県・市議会でも取りざたされるようになってきた。

## ③史跡指定

このような動きに対し、日田市は遺跡の保存と活用を目指す方針を固め、『第3次日田市総合計画』のなかでは小迫辻原遺跡の歴史公園化をかかげ、史跡指定に向けて本格的な取り組みを行うこととなった。

史跡の指定範囲については、発掘調査の最終年度にあたる平成5年8月6日に小迫辻原遺跡発掘調査指導委員会を開催して、史跡として保存すべき範囲についての検討を行い、里道を含む64筆81,926.36㎡の範囲を保存すべき区域とした。

この結果を踏まえて、県教委や文化庁と協議を行い、土地地権者の同意を得て、それまでの県指定史跡範囲を含めて、平成8年10月31日には小迫辻原遺跡は国の史跡として指定を受け、遺跡の大半が保存されることになった。(第11図)

文部省告示及び指定基準・指定説明等は、以下のとおり。

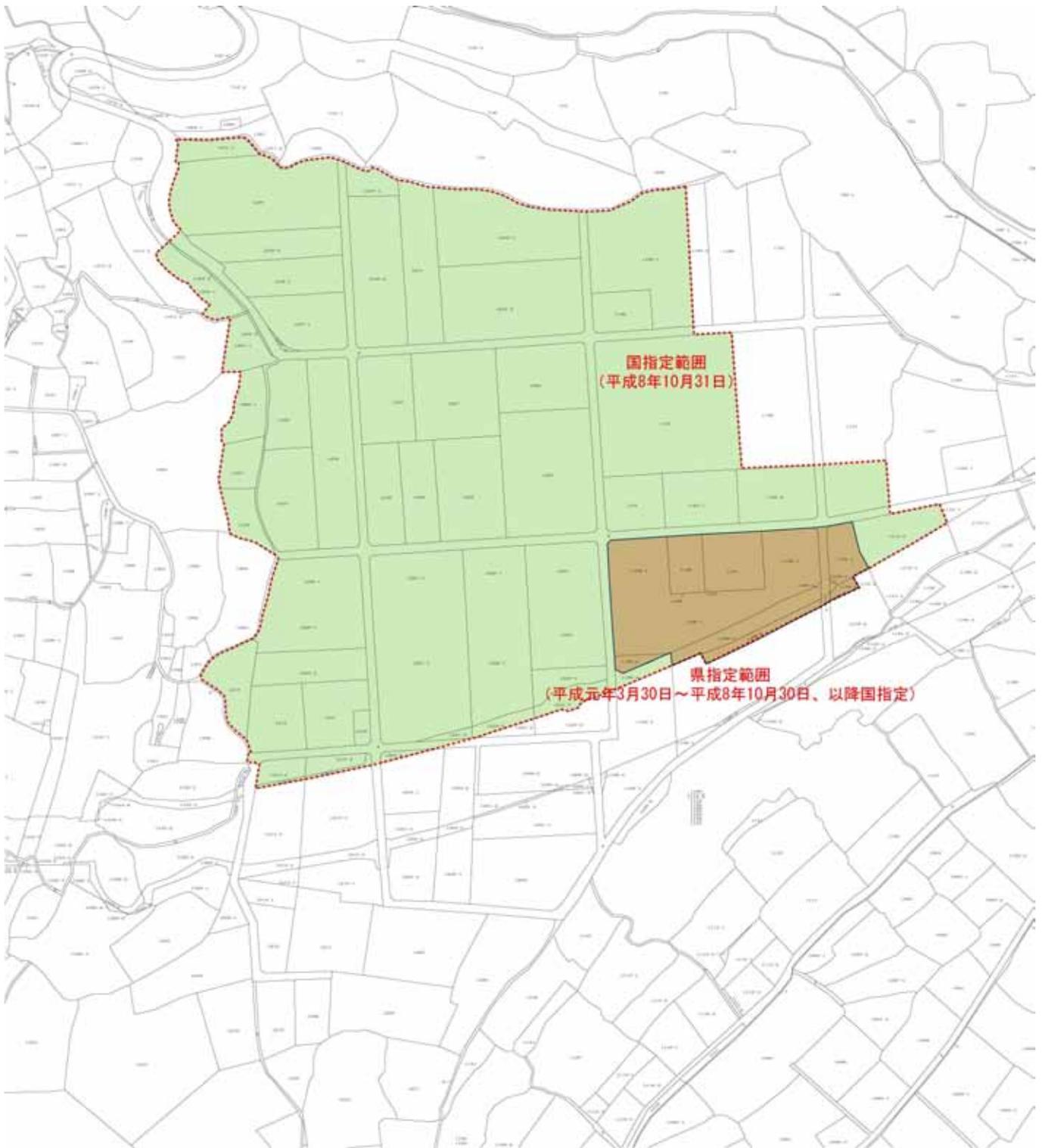
### ○文部省告示第186号

文化財保護法(昭和25年法律第244号)第69条第1項の規定により、次に掲げる記念物を 史跡に指定する。

平成8年10月31日

文部大臣 奥田 幹生

|       |  |
|-------|--|
| 名 称   | 小迫辻原遺跡   |
| 所 在 地 | 大分県日田市大字小迫字経塚 1175 番の 2、1176 番の 1、1176 番の 3、1176 番の 4、1177 番のうち実測 834 ㎡<br>同大字小迫字辻原 1189 番の 1、1190 番、1191 番、1193 番の 1、1193 番の 2、1194 番、1196 番、1197 番、1198 番の 1、1198 番の 6、1198 番の 7、1199 番の 2、1199 番の 4、1204 番の 4、1214 番の 2、1214 番の 4、1215 番の 2、1215 番の 4、1216 番、1217 番、1218 番、1219 番、1220 番の 1、1220 番の 2、1221 番の 1、1221 番の 2、1222 番の 1、1222 番の 3、1223 番の 1、1223 番の 3、1224 番、1225 番、1226 番、1227 番、1228 番、1229 番、1230 番、1231 番、1232 番、1233 番、1234 番、1235 番、1236 番、1237 番の 1、1237 番の 2、1238 番の 1、1238 番の 2、1239 番、1240 番の 1、1240 番の 2、1241 番、1242 番の 1、1242 番の 2<br>同大字小迫字辻原免 1362 番の 1、1363 番の 1、1363 番の 2、1364 番の 1、1364 番の 2、1371 番の 1<br>この地域に介在する道路敷を含む。 |



第11図 指定範囲地籍図 (1/3,000)

◎その他指定に関する情報

指定面積 81,926.36㎡

指定基準 特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準

(昭和26年文化財保護委員会告示第2号)史跡の一部による。

指定説明 小迫辻原遺跡は大分県の西部、筑後川の上流である三隈川流域に形成された日田盆地北部の、標高120mの小迫台地上に立地する。昭和62年にはじまった九州横断自動車道建設にともなう発掘調査で、古墳時代初頭のころの、内部に掘立柱の建物の方形の環濠(以下、仮に方形環濠建物とよぶ)が確認され、この種の遺構としては初源的なものとして注目された。14haの広さをもつ小迫台地については、その後全体にわたって確認調査が行なわれ、台地の西半部では、弥生時代後期の終わりから古墳時代の初めにかけての三つの時期の環濠集落が確認され、方形環濠建物が営まれたころの集落の変遷を示している。

三つの方形環濠建物は台地の中央やや南寄りの場所で、ほぼ横一列に並ぶ形で確認された。それぞれの規模は、東側の1号方形環濠が一辺48m、その西に隣接する2号方形環濠は一辺38mである。2号の西50mにある3号方形環濠は一辺20mで、1号、2号にくらべると規模は小さい。幅2m前後の環濠で方形に囲まれた内部には、1号では東西3間、南北2間以上の総柱の掘立柱建物が1棟、2号では東西3間、南北2間の南北に並列した総柱の建物が2棟、3号では東西3間、南北2間の掘立柱建物が確認されている。1号、2号では、濠の内側に濠と平行する幅10ないし50cmの布掘りが巡っており、柵や塀などの施設のあったことが推定される。また2号、3号の北側の濠の中央には出入口を示す土橋が残る。

それぞれの方形環濠からは多くの土器が出土しており、2号、3号の濠には焼土とともに炭化材が埋没していた。土器のなかには近畿地方の編年でいう庄内式から布留式しゅうりゅうしきの時期の系統をひく甕などが含まれる。ほかの在地系の土器もこれと同時期とみられるものであり、出土土器の傾向から、方形環濠建物は1号、2号、3号へと変遷すると考えられ、それが3世紀の終わりから4世紀の初めにかけての比較的短い期間に相次いでつくりかえられたものと推定される。

三つの環濠集落は台地上の西北部に形成されている。1号環濠は東西約150m、南北約100mの不整長方形と推定される形状で、濠の幅は1から1.5m、深さが1から1.5mある。2号環濠は東西約100m、南北約100mの不整形で、濠幅1.5mから2m、深さ1.2から1.5m。3号環濠は東西、南北とも約100mの隅丸形状で、溝幅は3から5m、深さは1.2から1.5mある。3号環濠で濠の外側に土塁を築いていた形跡が残る。また1号環濠には2か所以上、2号環濠には4か所以上の張出し部がみられる。2号環濠の張出し部の中央には濠の側面に2対の柱穴があり、ここに橋がかけられていたことを示している。環濠の内外には多くの竪穴住居が確認されているが、区画内の住居密度は低い。三つの環濠集落は、濠のなかに埋没していた多量の土器や、1号環濠と3号環濠の重複状況から、1号環濠集落、2号環濠集落、3号環濠集落の順に連続して造営が繰り返されたと推定される。このほか、台地の中央付近で、緩やかな弧状にのびて台地を東西に分断する、長さが300mにおよぶ幅2mほど、深さ1.5mの南北溝や、その東150mで、同じく台地を分断するとみられる南北溝が確認されており、竪穴住居はこの南北溝の西側に多く分布している。

各遺構から出土した土器の示す年代などから、環濠をともなった集落と居館の出現から

終焉までの過程をたどることができる。第Ⅰ期は台地の西北隅に1号環濠集落が営まれる時期である。第Ⅱ期になると、集落はすぐ南につくられた2号環濠集落に移る。次の第Ⅲ期は集落が3号環濠に移動する時期で、ⅢA期には1号南北溝と2号南北溝がつくられるとともに、1号方形環濠建物がつくられる。次のⅢB期になると1号方形環濠建物にかわって2号方形環濠建物、3号方形環濠建物があいついでつくられる。

小迫台地上に展開するこれら古墳時代初頭前後の時期の諸遺構のうち方形環濠建物については、集落のなかでの首長クラスの人物の居宅という評価も可能であるが、関東地方で確認されている5世紀から6世紀代の大規模な環濠居館跡などと比べると、小迫辻原遺跡の居館は小さく、生活色は薄い。このことは、そこがもっぱら祭祀的な空間であったことを示唆している。小迫辻原遺跡において、方形環濠建物が漸次規模を小さくしながら変遷し、やがて環濠集落とともに台地上から消えていくと言う事実は、いったん集落から突出したかたちで形成された祭祀権力を執行する場が必ずしも一方向的に発展したのではなかったことを示すものであろう。

なお、台地の中央部には、8世紀から9世紀前半の時期の掘立柱建物7棟などがあり、建物群はコの字形に配置されている。「大領」と墨書された土器や須恵器を転用した硯が出土していることから、日田郡の郡司クラスの人物の居宅ではないかと考えられる。台地上には、さらに、12世紀から16世紀頃までの100棟をこす掘立柱建物や多数の土坑、溝、墓などがみついている。このなかには建物群の周囲を溝や柵で囲んでいる屋敷が6か所あり、一辺が50mをこえるものもある。

このように、小迫辻原遺跡では、弥生時代から古墳時代への変換期に、有力者のための環濠集落があらわれ、そのなかから発展した祭祀色の濃い方形環濠建物が出現し、変化していく過程が凝縮して保存されているといえ、わが国の国家形成期の社会状況を解明する上できわめて重要な意義を有している。よって、史跡に指定し、その保存を図ろうとするものである。

(月刊文化財 平成6年12月号)

### (3) 国指定後の経過

平成8年10月31日に指定を受けた翌月には、「黎明の比多国 小迫辻原遺跡の世界」と題した記念フォーラムを開催し、小迫辻原遺跡の調査報告と保存・活用についてのパネルディスカッションを実施した。また同時に、アンケート調査を実施し、小迫辻原遺跡の保存・活用や将来像についての意見を募った。この意見を集約し、専門委員会による検討を重ね、平成10年には「小迫辻原遺跡保存整備基本構想」を策定した。

日田市は、この構想を基に保存整備をすすめていく計画であったが、当時の社会情勢と主に財政的な問題から、保存整備に必要となる土地公有化への着手を目前に、事業全体の見直しを余儀なくされてしまう。その後も土地公有化へと踏み切れず、土地公有化に必要となる測量調査などを先行して実施してきた。

一方、面積が広大で、地権者も多数に及ぶことから、土地所有者が史跡のまま管理を行っていくには困難な状況にあった。このため、平成18年3月10日付けで日田市が史跡の管理団体としての指定を受け、現在、定期的に見回り・下草刈り等の管理業務を行っている。

また、平成20年度には追加指定の必要性を判断するために、指定地周辺部において確認調査を実施した。

### 管理団体指定

#### ○文化庁告示第五号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四号）第百十三条第一項の規定により、次の表の上覧に掲げる史跡の管理団体として、それぞれ同表下欄に掲げる地方公共団体を指定する。

平成十八年三月十日

文化庁長官 河合隼雄

名 称 小迫辻原遺跡  
指 定 告 示 平成八年文部省告示第百八十六号  
地方公共団体名 日田市（大分県）



写真5 古代史シンポジウム写真（平成5年）



写真6 まちづくりフォーラム写真（平成8年）

第2表 小迫辻原遺跡全体経過一覧表（平成22年度まで）

| 年次           | 日付       | 内容  |
|--------------|----------|---|
| 昭和32～41年     |          | 県営山田原地区畑地かんがい事業に伴い、灌水施設が埋設される。                                      |
| 昭和38～40年     |          | 山田原地区農業構造改善事業に伴い、区画整理が実施される。  |
| 昭和58～59年度    |          | 九州横断高速道大分道路建設に先立つ、事前確認調査が実施される。                                     |
| 昭和60～62年度    |          | 九州横断高速道大分道路建設に伴う、本発掘調査が実施される。                                       |
| 平成元年         | 3月30日    | 方形環濠建物部分（7368.4㎡）が大分県史跡の指定を受ける                                      |
| 平成元年～2年度     |          | 大分県指定部分（6,521㎡）の公有化を行う  |
| 昭和62年度～平成3年度 |          | 地力増進事業に先立つ事前確認調査が実施される。   |
| 平成2～5年度      |          | 遺跡の全体像を把握するための確認調査が実施される。   |
| 平成5年         | 8月6日     | 発掘調査指導委員会の開催  |
|              | 9月11～12日 | 「93 おおいた文化財フォーラム・日田-小迫辻原遺跡と日田の歴史を学ぶ-」が開催される                         |
|              | 10月2日    | 「第2回大分県生涯学習フェスティバル事業“古代史シンポジウム”-時を越えて蘇れ豪族の館 小迫辻原遺跡は今、何を語りかけるか」を開催する |
| 平成6年         | 7月       | 史跡指定に関する地元説明会開催   |
|              | 9月21日    | 史跡指定申請書を提出する。   |
|              | 11月18日   | 史跡指定の答申を受ける。  |
|              | 12月4日    | 調査現地説明会、ミニシンポジウム「小迫辻原遺跡とその時代～日田玖珠地域の古代遺跡～」開催                        |
| 平成8年         | 3月24日    | 第1回小迫辻原遺跡保存整備基本構想策定委員会開催  |
|              | 10月31日   | 文部省告示第186号により、史跡として指定を受ける。（81,926.36㎡）                              |
|              | 11月7～11日 | 企画展「比多国からのメッセージ 吉野ヶ里遺跡から小迫辻原遺跡へ」開催                                  |
|              | 11月9・10日 | まちづくりフォーラム「黎明の比多国」を開催する。  |
| 平成9年         | 8月26日    | 第2回小迫辻原遺跡保存整備基本構想策定委員会開催  |
| 平成10年        | 3月       | 史跡小迫辻原遺跡保存整備基本構想策定  |
| 平成14年        | 2月27日    | 小迫辻原遺跡歴史公園整備検討会議  |
| 平成16年        | 9月14日    | 地元説明会開催   |
| 平成17年        | 7月20日    | 地元役員会開催   |
| 平成18年        | 3月10日    | 日田市が史跡を管理すべき団体として指定を受ける   |
|              | 8月25日    | 地元役員会開催   |
|              | 9月6日     | 用地測量に関する地元説明会開催   |
|              | 10月24日   | 地元役員会開催   |
|              | 11月2日    | 用地測量に関する地元説明会開催   |
| 平成19年        | 1月18日    | 用地測量を実施する   |
|              | 7月11日    | 地元役員会開催   |
| 平成20年        | 10月1日    | 地元役員会開催   |
|              | 12～3月    | 指定地周辺の確認調査実施  |
| 平成21年        | 3月18日    | 地元役員会開催   |
|              | 9月       | 小迫辻原遺跡の地形図を作成する（1/1,000）  |
|              | 11月6日    | 地元役員会開催   |
|              | 12月3日    | 第1回史跡小迫辻原遺跡保存管理計画策定委員会開催  |
| 平成22年        | 3月26日    | 地元役員会開催   |
|              | 5月18日    | 地元役員会開催   |
|              | 6月10日    | 地元役員会開催   |
|              | 6月23日    | 地元役員会開催   |
|              | 7月22日    | 地元説明会開催   |
|              | 8月6日     | 第2回史跡小迫辻原遺跡保存管理計画策定委員会開催  |
|              | 8月10日    | 地元役員会開催   |
|              | 11月8日    | 第3回史跡小迫辻原遺跡保存管理計画策定委員会開催  |
|              | 11月      | 小迫辻原遺跡遺構配置図作成   |
| 平成23年        | 1月27日    | 第4回史跡小迫辻原遺跡保存管理計画策定委員会開催  |
|              | 3月       | 史跡 小迫辻原遺跡保存管理計画書策定  |

#### 4. 発掘調査区設定と履歴

以上のような経過において、小迫辻原遺跡では昭和58年～平成20年まで、計50,220㎡の発掘調査を行っており、ここではその調査経過について概説して整理を行う。(第4表)

小迫辻原遺跡の調査区設定方法は、全体のグリッド割によるものではなく、九州横断高速道路大分道路対象地の調査区割を基本としている。そのため台地中央部にAからF区(のちにAからD区に変更となったためEF区は欠番となる)が設定され、高速道路より北側では、北から南、東西方向に向かってGからP区が割り振られている。高速道路より南側は、東西にQ・R区が割り振られている。以下調査履歴を概説する。

昭和58～59年度にかけて九州横断高速道大分道路建設に伴う事前確認調査が行われ、昭和60年度から62年度にかけてその本発掘調査として、AからD区の調査が行われた。昭和62年度には地力増進事業に伴う緊急調査が行われ、L-1区の試掘調査、昭和63年度にはN区の発掘調査とO-1区の試掘調査、平成元年度にはO-1区とK-1区の発掘調査、K-2区の試掘調査が行われた。こうした地力増進事業に伴う調査により、遺跡の重要性が増した平成2年度より、遺跡の全容解明を目的とした市単独費の小迫辻原遺跡確認調査事業を並行して実施することとなり、平成2年度には地力増進事業に伴うH-1・K-3・P区の発掘調査と内容確認のためのG-1・J-1・K-4・L-2区の確認調査、平成3年度には地力増進事業に伴うH-2・O-2区の発掘調査、内容確認のためのG-1・H-1・K-2・L-2区の確認調査を行い、遺跡の内容とその重要性が認識されることとなった。その後の平成4年度には地力増進事業に伴うQ区の発掘調査とR-2・I・J-2区の試掘調査、平成5年度には3つの環濠の追跡を目的としてG-5区の発掘調査とG-1～4・H-3～4・M・J-3～5区の試掘調査を実施した。平成20年度には史跡の追加指定を検討するため、史跡周辺地にそれぞれトレンチを設定して調査を実施している。

以上合計10年間、33箇所の発掘調査が行われているものの、指定地内の調査面積は34,061㎡と指定地内の41.6%に過ぎず、未だ全容がつかめていない状況である。

※各調査区的面積については、史跡全体遺構配置図の作成過程において、CADを用いて計測した。

平成20年度調査に関しては当時は調査区設定されていなかったが、今後の混乱を避けるため今回調査区設定を行った。

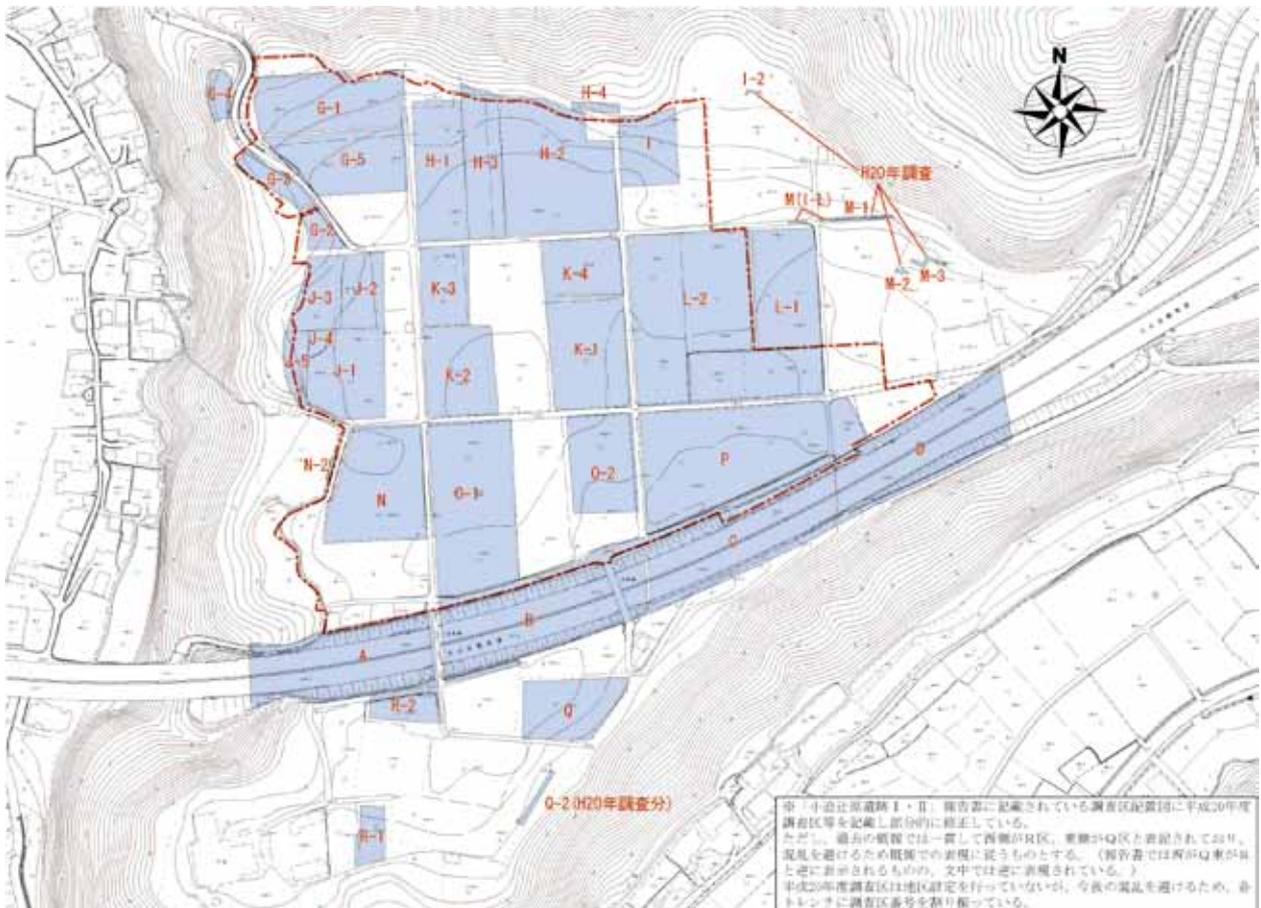
第3表 調査区面積一覧

| 調査区    | 面積(㎡) | 調査区    | 面積(㎡)     | 調査区    | 面積(㎡)  |        |       |    |
|--------|-------|--------|-----------|--------|--------|--------|-------|----|
| A      | 2,879 | H      | 2         | K      | 4      | 1,056  |       |    |
| B      | 4,065 |        | 3         | L      | 1(史跡外) | 208    |       |    |
| C      | 6,928 |        | 4         |        | 1トレンチ  | 1(史跡内) | 231   |    |
| D      |       | 2トレンチ  |           | 2      | 4,434  |        |       |    |
| G      | 1     | I      | 1         | M(I-L) | 8      |        |       |    |
|        | 1     |        | 1トレンチ     |        | 43     | M      | 1     | 30 |
|        |       |        | 2トレンチ     |        | 32     |        | 2     | 15 |
|        |       |        | 3トレンチ     | 18     | 3      |        | 45    |    |
|        |       | 4トレンチ  | 5         | N      | 1      | 3,138  |       |    |
|        | 2     | 1      | 1,470     |        | 2      | 15     |       |    |
|        |       | 2      | 104       |        | O      | 1      | 4,110 |    |
|        | 3     | 3      | 1トレンチ     | 42     |        | 2      | 1,873 |    |
|        |       |        | 2トレンチ     | 7      | P      | 4,394  |       |    |
|        | 4     | 3トレンチ  | 8         | 380    |        |        |       |    |
|        |       | 1トレンチ  | 8         | 4      |        | 1      | 1,870 |    |
|        | 2トレンチ | 7      | 2         |        | 1,297  |        |       |    |
| 5      | 1,074 | K      | 3         | 830    |        |        |       |    |
|        | 1,111 |        | Q         | 1      | 1,390  |        |       |    |
| 67     | R     |        |           | 2      | 40     |        |       |    |
| 調査面積合計 |       | 50,220 | 史跡内調査面積合計 | 34,061 |        |        |       |    |

※網掛けが史跡内の調査区



写真7 小迫辻原遺跡空中写真（発掘調査区合成写真）

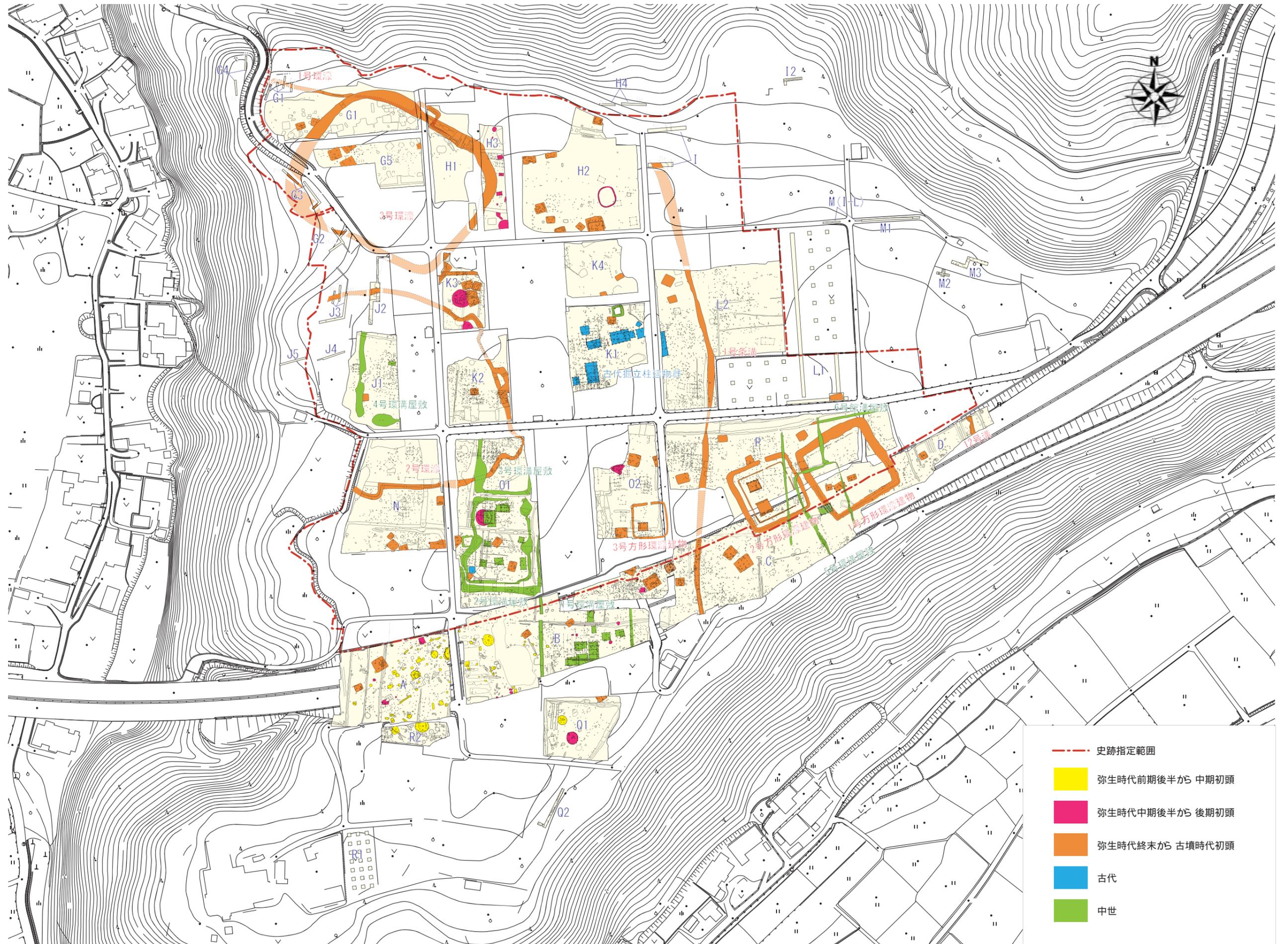


第12図 発掘調査区配置図（1/4, 500）

第4表 小迫辻原遺跡調査履歴一覧表

| 調査年度   | 調査主体 | 調査区分 | 事業負担 | 調査区               | 目的   | 文献                   | 文献年度                           |              |
|--------|------|------|------|-------------------|------|----------------------|--------------------------------|--------------|
| 昭和58年度 | 県    | 試掘   | 国庫   | A～D               | 高速道路 | 九州横断自動車道路建設に伴う発掘調査概報 | 1984                           |              |
| 昭和59年度 | 県    | 試掘   | 国庫   | A～D               | 高速道路 | 九州横断自動車道路建設に伴う発掘調査概報 | 1985                           |              |
| 昭和60年度 | 県    | 発掘   | 公団   | C(旧A・B)           | 高速道路 | 小迫辻原遺跡I(A・B・C・D区編)   | 1999                           |              |
| 昭和61年度 | 県    | 発掘   | 公団   | C(旧A・B)           | 高速道路 | 小迫辻原遺跡I(A・B・C・D区編)   | 1999                           |              |
|        | 県    | 発掘   | 公団   | A(旧C)             | 高速道路 | 小迫辻原遺跡I(A・B・C・D区編)   | 1999                           |              |
| 昭和62年度 | 県    | 発掘   | 公団   | A(旧C)             | 高速道路 | 小迫辻原遺跡I(A・B・C・D区編)   | 1999                           |              |
|        | 県    | 発掘   | 公団   | B(旧D)             | 高速道路 | 小迫辻原遺跡I(A・B・C・D区編)   | 1999                           |              |
|        | 県    | 発掘   | 公団   | C(旧E)             | 高速道路 | 小迫辻原遺跡I(A・B・C・D区編)   | 1999                           |              |
|        | 県    | 発掘   | 公団   | D(旧F)             | 高速道路 | 小迫辻原遺跡I(A・B・C・D区編)   | 1999                           |              |
|        | 市    | 試掘   | 国庫   | L                 | 1    | 地力増進                 | 日田地区遺跡群発掘調査概報Ⅲ                 | 1988         |
|        | 県    | 試掘   | 国庫   | O                 | 1    | 地力増進                 | 大分県内遺跡詳細分布調査概報7                | 1988         |
| 昭和63年度 | 県    | 発掘   | 公団   | CD(旧EF)           | 高速道路 | 小迫辻原遺跡I(A・B・C・D区編)   | 1999                           |              |
|        | 市    | 発掘   | 国庫   | N                 | 地力増進 | 日田地区遺跡群発掘調査概報Ⅳ       | 1989                           |              |
|        | 県    | 試掘   | 国庫   | R                 | 1    | 地力増進                 | 大分県内遺跡詳細分布調査概報8                | 1990         |
| 平成元年   | 市    | 発掘   | 国庫   | O                 | 1    | 地力増進                 | 日田地区遺跡群発掘調査概報Ⅴ                 | 1990         |
|        | 市    | 発掘   | 市公社  | K                 | 1    | 公有化代替地調査             | 小迫辻原遺跡発掘調査概報                   | 1990         |
|        | 市    | 試掘   | 国庫   | K                 | 2・3  | 地力増進                 | 日田地区遺跡群発掘調査概報Ⅴ                 | 1990         |
| 平成2年   | 市    | 発掘   | 国庫   | H                 | 1    | 地力増進                 | 日田地区遺跡群発掘調査概報Ⅵ<br>小迫辻原遺跡Ⅱ(H区編) | 1991<br>2000 |
|        | 市    | 発掘   | 国庫   | K                 | 3    | 山芋作付け                | 日田地区遺跡群発掘調査概報Ⅵ                 | 1991         |
|        | 市    | 確認   | 国庫   | P                 |      | 範囲確認                 | 日田地区遺跡群発掘調査概報Ⅵ                 | 1991         |
|        | 市    | 確認   | 単費   | G                 | 1    | 範囲確認                 | 平成4年度埋蔵文化財年報                   | 1994         |
|        | 市    | 確認   | 単費   | J                 | 1    | 範囲確認                 | 平成4年度埋蔵文化財年報                   | 1991         |
|        | 市    | 確認   | 単費   | K                 | 4    | 範囲確認                 | 平成4年度埋蔵文化財年報                   | 1991         |
|        | 市    | 確認   | 単費   | L                 | 2    | 範囲確認                 | 平成4年度埋蔵文化財年報                   | 1991         |
| 平成3年   | 市    | 発掘   | 国庫   | H                 | 2    | 地力増進                 | 日田地区遺跡群発掘調査概報Ⅶ<br>小迫辻原遺跡Ⅱ(H区編) | 1992<br>2000 |
|        | 市    | 発掘   | 国庫   | O                 | 2    | 地力増進                 | 日田地区遺跡群発掘調査概報Ⅶ                 | 1992         |
|        | 市    | 確認   | 単費   | G                 | 1    | 範囲確認                 | 平成4年度埋蔵文化財年報                   | 1992         |
|        | 市    | 確認   | 単費   | H                 | 1    | 範囲確認                 | 平成4年度埋蔵文化財年報                   | 1992         |
|        | 市    | 確認   | 単費   | K                 | 2    | 範囲確認                 | 平成4年度埋蔵文化財年報                   | 1992         |
|        | 市    | 確認   | 単費   | L                 | 2    | 範囲確認                 | 平成4年度埋蔵文化財年報                   | 1992         |
| 平成4年   | 市    | 発掘   | 国庫   | Q                 |      | 地力増進                 | 日田地区遺跡群発掘調査概報Ⅷ                 | 1993         |
|        | 市    | 試掘   | 国庫   | R                 | 2    | 地力増進                 | 日田地区遺跡群発掘調査概報Ⅷ                 | 1993         |
|        | 市    | 試掘   | 国庫   | I                 |      | 範囲確認                 | 日田地区遺跡群発掘調査概報Ⅷ                 | 1993         |
|        | 市    | 試掘   | 国庫   | J                 | 2    | 範囲確認                 | 日田地区遺跡群発掘調査概報Ⅷ                 | 1993         |
| 平成5年   | 市    | 発掘   | 国庫   | G                 | 5    | 範囲確認                 | 平成5年度埋蔵文化財年報                   | 1995         |
|        | 市    | 試掘   | 国庫   | G                 | 1～4  | 範囲確認                 | 平成5年度埋蔵文化財年報                   | 1995         |
|        | 市    | 試掘   | 国庫   | H                 | 3・4  | 範囲確認                 | 平成5年度埋蔵文化財年報<br>小迫辻原遺跡Ⅱ(H区編)   | 1995<br>2000 |
|        | 市    | 試掘   | 国庫   | M(I-L)            |      | 範囲確認                 | 平成5年度埋蔵文化財年報                   | 1995         |
|        | 市    | 試掘   | 国庫   | J                 | 3～5  | 範囲確認                 | 平成5年度埋蔵文化財年報                   | 1995         |
| 平成20年度 | 市    | 確認   | 国庫   | I2・M1～3・<br>N2・Q2 |      | 範囲確認                 | 平成20年度埋蔵文化財年報                  | 2009         |

※調査種別については『小迫辻原遺跡I』の「第1章はじめに 第1節調査の経過」に記載の種別に従っている。



※保存管理□画上必要な内容を79□□□の参考文献を基に確認し、時期判定が可能な主要な□構に□って表示しています。

第13図 調査区全体遺構配置図□1/2,000□

## 5. 小迫辻原遺跡の遺構の変遷と特色

小迫辻原遺跡は、古墳時代初頭の3基の方形環濠建物が確認され、この種の遺構としては初源的なものとして注目された。遺跡内にはこの方形環濠建物の前あるいは同時期にあたる弥生時代後期から古墳時代初めの3つの環濠集落や2条の南北溝なども発見され、こうした複数の遺構群は、弥生時代から古墳時代への変換期に、有力者のための環濠集落が出現し、その中から発展した祭祀色の濃い方形環濠建物が出現し、変化していく過程が理解できる貴重な遺跡と評価される。

そのほか、これら史跡の中心的価値を有する遺構群と重複するように、弥生時代から中世までの遺構が多数確認されている。

弥生時代では前期後半から中期末までの遺構群が多数確認されており、台地上の利用の初源的集落の存在を伺わせる。この後前述の弥生時代後期から古墳時代初めに台地上が利用されるものの、それ以降8世紀に至るまで台地上の利用はほとんど見られなくなる。8～9世紀代には、日田郡の郡司クラスの人物の居宅跡と推定される「コ」の字形に配置された建物群が営まれる。その後、12～16世紀頃には、100棟を越す建物群や土坑等のほか6基以上の環溝屋敷の存在が確認されている。

以上のように、小迫辻原遺跡は弥生時代から中世を中心とした複合遺跡であるといえる。以下各時代の詳細について解説する。



第 14 図 弥生時代前期後半から中期初頭遺構配置図 (1/3, 500)



第 15 図 弥生時代中期後半から後期初頭遺構配置図 (1/3, 500)

## (1) 指定地を中心とした遺構の概要

以下、これまでの調査報告書などを通して概要を述べる。

### ① 弥生時代から古墳時代

#### 1) 弥生時代前期後半から中期初頭 (第 14 図)

日田市内でも比較的早く弥生時代の遺構が発見される。前期後半の古い時期(板付Ⅱa期)に遡る可能性もあるが、概ね前期後半から末(板付Ⅱbからc期)を中心として、中期初頭(城ノ越期)までの集落が営まれる。主に、数棟前後の竪穴住居を中心としながら、数十基の貯蔵穴群で構成されている。台地のなかでも主に南側に集中しており、A・B区を中心とする一帯に集約されている。B区には石剣を副葬した木棺墓が1基確認されており、集落に付随する墳墓群の存在が予測されるものの、周辺は削平が著しいため、遺構の残存を確認することが難しい状況である。

#### 2) 弥生時代中期後半から後期初頭 (第 15 図)

日田市内各所に同時期の遺構が多数見られるなか、前時期からやや間をおいて再び中期後半頃(須玖Ⅱ式期)に集落が営まれ始める。主に竪穴住居を中心として展開し、円形周溝状遺構のほか、土坑などが多く見られる。B・K・H区など台地上の中心部に遺構が展開し、前時期よりもやや台地占有面積は広がっている。墳墓群は、小児用甕棺墓が全域に広がるものの、成人用と考えられる土器棺墓や土坑墓などはB区周辺に集中する。また、成人用甕棺墓の利用は見られず、成人棺をわざわざ打ち割り棺材として利用する特殊な埋葬状況が窺える。

#### 3) 弥生時代後期末から古墳時代初頭 (第 16～19 図、写真 8～10)

史跡の中心的価値を有する弥生時代終末から古墳時代初頭にかけて営まれた三つの方形環濠建物と三つの環濠集落、ならびにこれらを区画するように掘り込まれた2条の溝が順を追って変遷する可能性が想定されており、これまでの調査成果から、以下の四つの段階が考えられている。中心となる遺構の概説を行い、遺構の変遷を説明する。

#### 【方形環濠建物】

台地の東側で3基並ぶように発掘された方形に巡る外濠やその内側の布影りなどで区画され、内部に掘立柱建物の付属施設を有する遺構を指す。東側から1～3号と呼んでいる。

1号は1辺が約47m四方の外濠が巡り、濠は幅約3.5m、深さ約1.5mの断面逆台形又は一部V字状をなす。濠内側には幅約40cmの布掘りの一部が確認され、外濠と並行して巡ると想定される。また付属施設は東西3間×南北2間以上(6.5m×6.3m)の総柱建物1棟が存在する。

2号は1号の西側に位置し、お互いの外濠が接するように並ぶ。外濠は1辺約36m四方で、濠は幅約2m、深さ約1mの断面逆台形をなす。濠内側には並行する布掘りが巡り、幅約50cm、深さ約30～60cmの溝底面には不規則な間隔で小柱穴が検出され柵状の施設が考えられる。この外濠と布掘りの北側部分には出入口と見られる3.1mと1.8mの陸橋部がある。また付属施設は南北に並列する総柱建物2棟が存在する。調査が部分的なため全容はつかめないが、南北の建物とも東西3間×南北2間(6.5×5.3m)の同一規模と推定される。この南北2棟の建物は布影りの内側を田状に分割したときその西側上下のほぼ中心になるように造営時に意図的な配置がなされている。

3号は2号の西側40mに位置する。外濠は一辺約20m四方と推定され、北側部分には出入口と見られる幅約1.8mの陸橋部が存在する。濠は幅約1m、深さ約0.5mの断面逆台形をなす。また付属施設は濠に並行して東西3間×南北2間(5.5×4.5m)の掘立柱建物1棟が配置されている。



写真8 環濠群の空中写真



写真9 3基並ぶ方形環濠建物



写真10 1・2号方形環濠建物の空中写真

これらの方形環濠建物から出土した遺物は、1号の鉄鏃1点を除けば土器しか見られず、その量は少なく完形と成り得る資料はない。1号からは布留式最古段階の甕や外来系の円形浮文をもつ二重口縁壺や小型器台などが出土している。2号は外来系の壺のほかに脚付き鉢や甕、3号は布留式の甕などの土器が出土している。また、2・3号の濠の南側からは、炭化材と焼土が検出されている。

#### 【環濠群】

台地の西側縁辺部で発見された3つの環濠をさす。

1号は3号に切られているため断片的にしか確認出来ていないが、追跡調査では台地縁辺部で「く」の字状に屈曲し、台地の縁に沿って巡る可能性があることを確認している。濠は幅約2.5m、深さ約1mで断面は逆台形をなし、「コ」字状の張り出し部が2ヶ所みられる。環濠は全体的に不整形に巡ると考えられ、その規模は東西約150m、南北約100mと推定される。環濠内部からは竪穴住居6軒が確認されている。濠からは長胴甕など在地の土器群を主体に、畿内伝統的V様式の特徴をもつ甕や甎などの土器および鉄鏃が出土している。

2号は1号の南側にあり、濠は幅約3m、深さ約1.5mで台地縁辺部に沿うように巡る。その規模は一辺約100mの方形に近い不安定な形態をなす。濠には4ヶ所の「コ」字状の張出部が確認され、そのうち南西側張出部の法面南側に出入口用の橋脚に使われたとされる2つの柱穴が斜めに掘られている。また東側中央の張出部は当初直線に掘られた濠を埋め戻し、新たに掘りかえられている。濠の内側には幅約30cm、深さ約15cm前後の布掘りの一部も検出され、濠と同様に巡る可能性がある。環濠の内部からは竪穴住居2棟が検出された。遺物は濠の中から多量の土器が出土しており、下層からは畿内伝統的V様式の特徴をもつ甕、土器大量廃棄層である中層からは畿内系の甕・壺・高坏や山陰系の壺・器台などの外来系器種の土器を主体に在地との折衷様式の土器が混在して出土している。庄内式土器の範疇に含まれそうである。

3号は1号と重なり合って存在し、台地縁辺部を沿うように巡ると考えられる。濠は幅約4.5m、深さ約1.6mで一辺約100mの隅丸方形をなす。断面はV字形をなすが、内側は緩やかで外側は急である。外側に土塁の痕跡を確認している。環濠の内部からは、竪穴住居か土坑と考えられる遺構が確認されている。遺物は濠中から布留式の特徴を持つ甕などが出土している。布留式古から古段階並行に位置づけられる。

#### 【条溝】

南北に走る2本の溝をさす。

1号は台地のほぼ中央を南北に弧状に走り、台地を2分すると推定される溝で、総延長約270mを確認している。幅は約3m前後、深さ約1.5mを測る。断面は逆台形をなし、東側に土塁の痕跡を残す。

12号は1号方形環濠建物の東側で確認され、幅約3mで浅い断面U字状の溝である。部分的な調査と削平が著しいため、詳細は分からないが、1号同様南北へのびるものと考えられる。

このほか総数約80基の竪穴住居と1間×2間の掘立柱建物2棟を確認しており、B区4号住居には穿孔1穴の研磨された舶載内行花文鏡片が埋納されていた。

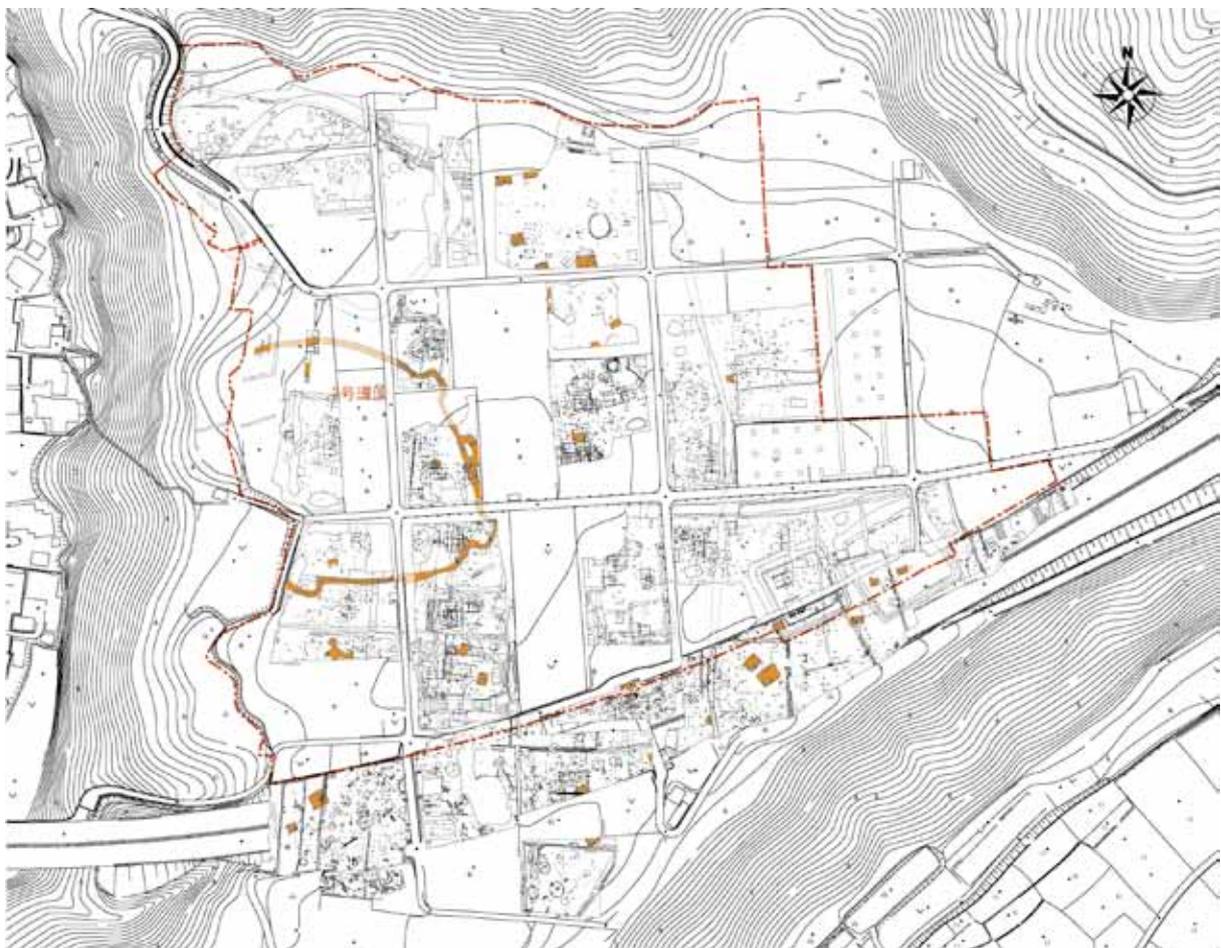
#### 《時期変遷》

[Ⅰ期] 1号環濠が台地の北西部に出現する庄内式<sup>しょうない</sup>古段階併行期にあたる。この遺跡では弥生時代前期後半から集落は営まれるが、その中心は台地の西側と南側の縁辺部にある。このことは台地上に水源がなく台地下の湧水地や小河川の存在が大きな要因と考えられ、1号の場所の選択が意識的であったと推定される。1号環濠の内側には同時期の竪穴住居6軒が存在し、また外側にも同時期の竪穴住居が分布する。環濠を中心とした集落内部に社会的、政治的な差が生じていることが窺える。

[Ⅱ期] 1号環濠から2号環濠へと移り廃絶するまでの期間で、概ね庄内式新段階併行期にあたる。環濠の



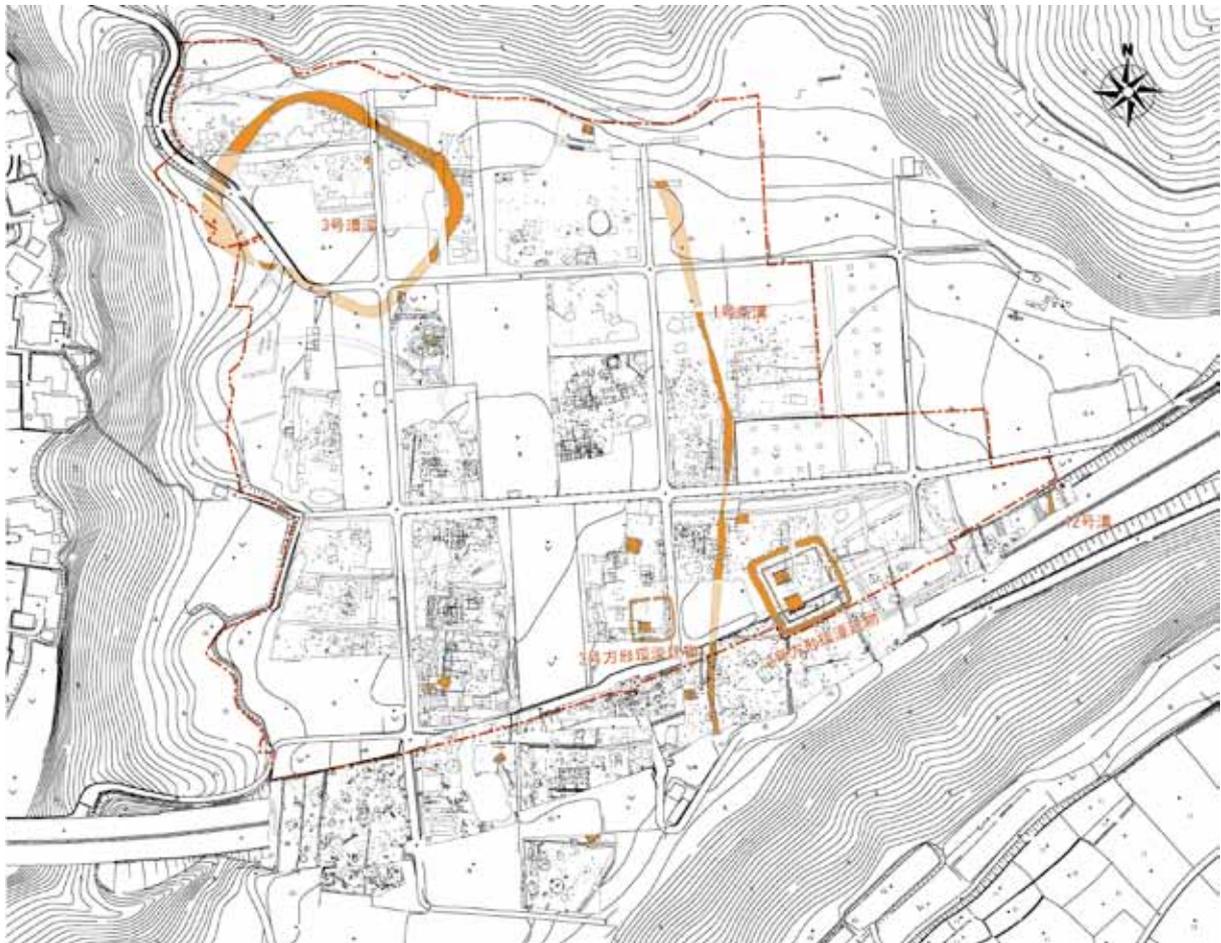
第 16 図 弥生時代末から古墳時代初頭（Ⅰ期）遺構配置図（1/3,500）



第 17 図 弥生時代末から古墳時代初頭（Ⅱ期）遺構配置図（1/3,500）



第18図 弥生時代末から古墳時代初頭（Ⅲ期）遺構配置図（1/3,500）



第19図 弥生時代末から古墳時代初頭（Ⅳ期）遺構配置図（1/3,500）

移動に伴う場所の選択は1号と同様水資源の確保に起因するものと思われる。また2号環濠でも内部に3基ほど竪穴住居が存在し、その外側にも竪穴住居が分布するなど、基本的な集落のあり方はI期と同じである。

1号環濠と同様に、内と外に竪穴住居が見られることから、基本的な集落の様相はI期と同じと想定される。

ただ、2号環濠の掘削にあたって注目されるのが濠の東側の中央張出部である。当初は南北の張出部を直接的に結ぶよう計画されていたのを一旦は計画通りに掘削したが使用せずすぐに埋め戻し張出部を新設した点である。このことは環濠の移動が計画的ではあったにせよ急な出来事として理解される。

[Ⅲ期] 布留式最古段階にあたり、環濠が3号へと再び移動するが、その位置からして1号の濠を基本として掘削されている。同時に台地を南北に走る条溝が掘削され、さらに1号方形環濠建物が建設される。3号環濠の移動場所、その内外に同時期の竪穴住居が存在することは前の時期と変わらない。しかし台地を分断するとされる1号条溝の存在により、東側の1号方形環濠建物と西側の3号環濠を区分けするといったような新たな集落内でのあり方に大きな変化が生じる。本遺跡の集落変遷の中でも最も大きな画期にあたる。

また、1号条溝と同時期と見られる12号条溝との間に1号方形環濠建物が位置することは、この施設がより特異的なものと受け止められる。いずれにしても1号条溝を境として集落全体を東西に区分するという、より重層化した集落構造へと変わる。

[Ⅳ期] この時期は布留式古段階並行期にあたり、3号環濠は存続するが、方形環濠建物は1号から2号へと移り変わる。この2号への移動は、遺物からでは時期を特定出来ないが、1号の濠を共有せず隣接し、構造内容など類似点が見られることから同様の施設と考えられ、時間的な変化と捉える。

また、3号も時期の特定は出来ず2号と同時に存在するかは不明である。ただ両者には構造面など共通性は多く、特に南側濠内での焼土と炭化材の出土は1号には見られないことから、2・3号方形環濠建物の廃棄は同時に行われたと推定される。この2・3号方形環濠建物の同時廃絶により集落は終結するものと考えられる。

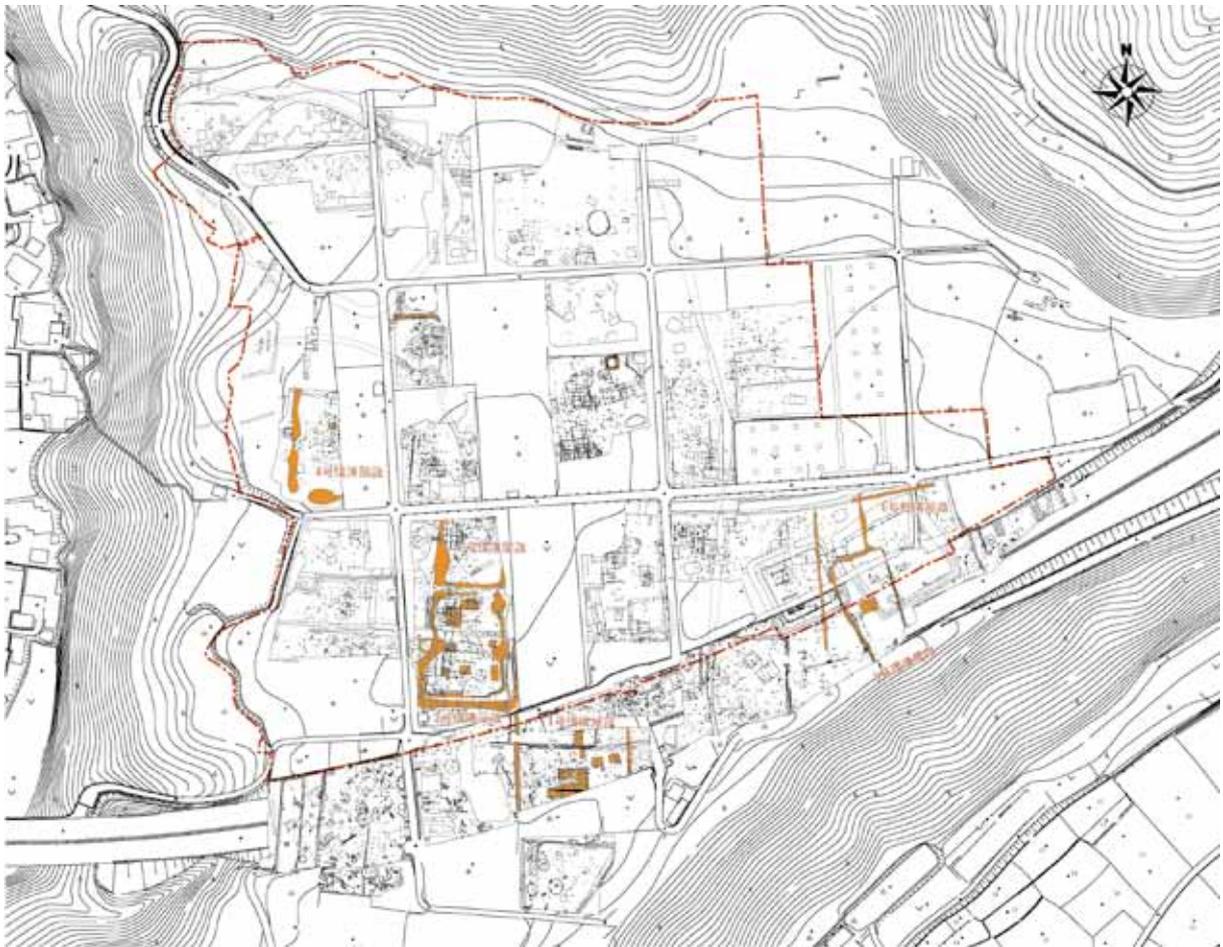
以上、おおまかに遺構の特徴と集落の変遷をまとめたが、方形環濠建物より早く出現すると考えられる環濠遺構は1～3号へと移り変わり、環濠の形態が不整形な形から方形へと変化する。その過程では濠の幅や深さなどの規模は増し、2号では掘りの内側に小溝（布掘り）を巡らせ、3号では土塁を築くなどより強固なものへと発展することが読み取れる。張出部を有する1号はその特徴から佐賀県吉野ヶ里遺跡に、また張出部や小溝（布彫り）を巡らせている2号は大分県小部遺跡にそれぞれ類似している。

次に環濠遺構より後出する方形環濠建物は台地内でも高い位置に造営されており、重複することなく単独に存在し、1→2号へと変遷する。3基の方形環濠建物はその規模の差こそあるが、濠を方形に巡らせ、内部施設には掘立柱建物を採用し、その配置を内部西側に限定する共通性が見られる。また、1・2号での布掘り施設や総柱建物の採用、2・3号での出入口施設や廃棄行為の状況など相互に関連した類似性も看取される。しかしながら、1号条溝を境として位置する1・2号と3号には、布掘り施設の有無や建物構造に差異が見られる。このことが、両者の性格の違いを表しているものなのか、あるいは時間的な流れのなかでの変化と捉えられるのかは今後の課題である。また、環濠遺構と方形環濠建物には遺物の出土状況に違いが見られる。それは環濠遺構や条溝では土器が多量に廃棄されているのに対し、方形環濠建物でその量は極端に少なく、これは両者の間に性格の違い、すなわち非日常的な施設の違いと捉えられる。

以上をまとめると、1号環濠集落が出現し、2号環濠集落へと展開し、3号環濠集落に至っては集落内が1号条溝で分けられた東側の居住空間と西側の方形環濠建物の祭祀的空間へと変わっていく。その後は環濠集落の移動はなくなり、かわって方形環濠建物が移動し、集落の終焉を迎えるという流れが想定できる。



第 20 図 古代の主要遺構配置図 (1/3, 500)



第 21 図 中世の主要遺構配置図 (1/3, 500)

## ②古代の遺構群（第20図、写真11）

### 【建物群】

台地中央部のK-1区を中心とする場所に7棟の掘立柱建物群がまとまってあり、これらの掘立柱建物は、北側に4棟、東側に2棟、西側に1棟と、大きく3群に分かれる。このうち北側の1～4号建物は東西方向、西側の5・6号建物と東側の7号建物は南北方向に向きをとる。平面的には「L」または「コ」の字状に配置されている。また、3号と5号建物は、2間×5間の庇付大型建物である。各建物の柱穴は平面が基本的に方形を呈している。

主な遺物は3号建物の柱穴から須恵器転用硯、3号建物に付随する土坑からは文字不明の墨書土器が出土している。

### 【その他の遺構】

建物群の北側には1号竪穴住居と小竪穴が見つかった。1号竪穴住居からは、須恵器の高台付坏身の底面に「大領」と読める墨書土器が出土し、小竪穴からは土器や鉄製紡錘車のほかスサの混じった土壁の一部が出土している。

これら遺構群の年代は8世紀後半から9世紀前半と考えられ、「大領」銘墨書土器や須恵器転用硯、建物の規則的配置などを総合的に判断し、郡司の居宅が推測される。当時の文献資料では、天平9年（737）の『豊後国正税帳』に日田郡の郡司として日下部氏の記述があり、この遺構群と日下部氏との関連が想定されている。

## ③中世の遺構群（第21図、写真12）

台地中央を中心に12世紀から16世紀頃までの100棟以上の掘立柱建物と多数の土坑、溝、墓などが見つかっており、このうち掘立柱建物の周囲を溝や柵で巡らせている屋敷が6基あり、一辺が50mを越えるものもみられる。以下、主な遺構について概説する。

### 【環溝屋敷】

全部で6基のうち、主に1号環溝屋敷は溝と柵で区画し、その内側には庇付きの大型建物を中心に13棟の建物が並ぶ。2～6号環溝屋敷は溝だけで区画されるが、溝の幅が一定なものと溝を所々大きく膨らませているものの2種類が見られる。このうち全容が分かる2号環溝屋敷は、規模が東西約38m、南北約49mでほぼ長方形に区画される。溝の内側には主屋である庇付建物や倉などの小型建物・塀などが見られる。

### 【そのほかの遺構】

墓は土壙墓5基と土壙墓を中心に一辺約6mの溝を方形に巡らせた墓1基が見つかった。土壙墓からは青磁碗、短刀などの副葬遺物や棺材である鉄釘などが出土している。墓にはマウンドの痕跡も見られ、墓は環溝屋敷に関連するものと考えられる。このほか方形周溝遺構は一辺約6mの溝を方形に巡らせて内部に石を積み重ねており、墓もしくは祭壇と想定される。溝内からは「乙王丸」と書かれた青磁碗が出土した。

こうした環溝屋敷は武家館跡と想定され、今後の調査の進展により、中世社会の復元が必要になるものと考えられる。

#### ④まとめ

以上、小迫辻原遺跡は弥生時代から中世にいたる複合遺跡であるが、なかでも中心的価値を有するのは弥生時代末から古墳時代に初頭にかけての遺構群である。

小迫辻原遺跡で確認された方形環濠建物は、関東地方などで確認されている5～6世紀代の環濠居館と比べると、規模は小さく生活色も薄く、もっぱら祭祀的な空間であった可能性が高い。また、規模を小さくしながら変遷し、やがて環濠集落とともに台地上から消えていくことは、一旦、集落から突出したかたちで形成された祭祀権力を執行する場が、必ずしも一方向的に発展した訳ではなかったことを窺わせる。このように弥生時代から古墳時代への変換期に営まれた環濠集落と、そのなかから発展した祭祀色の濃い方形環濠建物が出現、変化していく過程を一つの台地上でたどることができる、わが国の国家形成期の社会状況が凝縮して保存されたきわめて重要な遺跡であると結論付けることが可能である。

また、遺跡の重要性は特殊な遺構の変遷過程だけではなく、台地占有の時間的脈絡などからも推察することができる。小迫辻原遺跡では弥生時代前期後半から断続的に台地上が利用されており、少なくとも継続的に台地上が利用され発展してきた遺跡ではない。その都度毎に占有面積を広げながら、後期末に崖面を自然要害として利用したかのような、台地全体を占有する大規模な集落が突如営まれるようになるのである。しかも、突如として現れた特殊性の高い集落は、短期間の内に変遷して廃絶され、その後500年程の間台地上は利用されなくなるのである。継続的に営まれる古代から中世では、比較的重要な居宅群などが作られるにも関わらずである。このように時期変遷をみると、小迫辻原遺跡の重要性はこの遺跡のみで完結するものではなく、前後の時間的脈絡及び周辺の遺跡群との関係のなかで捉えることが出来るのではないかと考えられよう。



写真 11 古代の建物群



写真 12 2号環溝屋敷の空中写真

## 6. 土地の利用状況等

### (1) 指定地の植生

現在の指定地内の大半が畑地として利用されているものの、畑地の間には部分的に果樹園が広がり、西側の一部には台地斜面から続く杉林が広がっている。

果樹は畑地の間を縫って植えられており、主にブドウ・カキ・クリ・ウメなどが見られる。中でも指定地南東側にはカキが一面に植えられている。

指定地外の台地周辺域は、杉や桧が植林された資源林が広がっている。

### (2) 社会条件

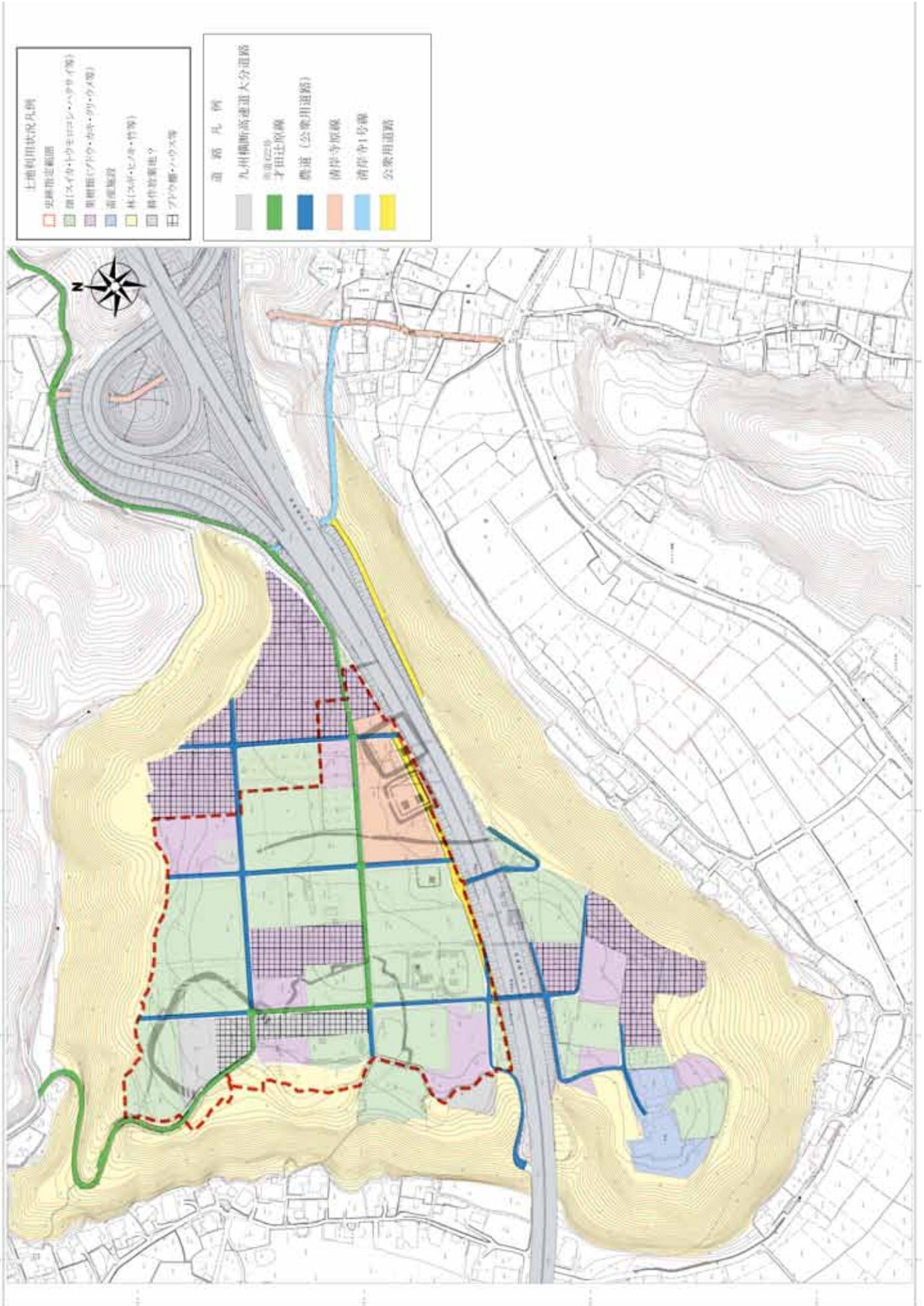
#### ①指定地内の土地利用・土地所有（第22図）

史跡指定地の土地利用は、全域の82%にあたる6.7haは農業用農地としての利用が図られている。地目は大半が畑地で、他に公衆用道路がある。土地の所有状況は大半が私有地で、一部公有化されている。史跡地の土地所有は、以下のようになっている。

| 所有者 | 地目    | 面積                       |
|-----|-------|--------------------------|
| 私有地 | 畑地    | 67,242 m <sup>2</sup>    |
| 私有地 | 畑地    | 6,640 m <sup>2</sup>     |
| 私有地 | 公衆用道路 | 8044.36 m <sup>2</sup>   |
| 合計  |       | 81,926.36 m <sup>2</sup> |

小迫辻原台地上の大部分の土地は畑として利用されており、農業振興地域上の農用地区域にあたる。対象地の畑地利用が何時から開始されたのかは不明であるが、少なくとも昭和14年発行の『日田郡町村誌』の「朝日村」の項では台地上の土地利用は畑とされており、戦後の米軍による航空写真からも畑地利用が見て取れる。その後、昭和30～40年代に土地改良事業で畑地区画整理が行われ、現在の状況に至り、夏にはスイカ・トウモロコシ、冬には白菜等が多く作られている。そのほか、ブドウ・柑橘類等の果樹類の栽培も多く、畑地を部分的に果樹園として利用されている。そのほか指定地西側には畑地内に杉が植えられている。また、果樹栽培等のためにブドウ棚やビニールハウスなどが設置されている箇所も見られる。

指定地は九州横断高速道路大分道路によって南北に分断された台地に北側に当たり、この中には公衆用道路として市道422号才田辻原線が高速道路北側を東西に走っている。この道路は市内中心部と朝日地区を結ぶ地元住民の生活に欠かせない道路で、現在の小迫辻原遺跡へのメインアクセス道となっている。そのほか、市道才田辻原線から分岐して、農道が台地を碁盤目状に走っており、台地上での農作業に利用されている。道路法の適用を受けない法定外公共物であり、現在は実質的に山田原土地改良区が管理を行っている。これらの農道は一部がアスファルト及びコンクリートにて舗装されている以外は大部分が未舗装である。また、九州横断道路に接する部分にはアスファルト及び側溝が整備され、公衆用道路として利用されている。南側の一角には里道が分布している。そのほか公有化済みの史跡指定地は、史跡整備に未着手であるため、現況では草地となっている。



第 22 図 小迫辻原遺跡台地上土地利用状況 (1/4, 500)



## ②指定地周辺の土地利用（第 24 図）

小迫辻原台地では昭和 30 年代～ 40 年代にかけ、土地改良事業の一環として、台地上の区画整理や灌水施設の埋設が行われ、優良農地として台地全体が畑に利用されている。そのため、指定地以外の東側及び南側の土地も畑地として利用され、台地全体が農業振興地域となっており、高速道路に分断された南側には畜産施設が営まれている。

また、九州横断高速道大分道路が台地を東西に貫き、小迫辻原遺跡を南北に分断している。道路幅は約 30m で、台地上に占める面積は約 20,000 m<sup>2</sup>となる。高速道路の南北をつなぐ連絡橋が 2 本架かっている。

台地周辺は資源循環利用林として植林が行なわれており、全体に約 14 h a を測る。全体に杉や檜が植林され、部分的に竹林も広がっている。台地裾部には古くから住宅地が展開し、眼下に広がる沖積地には水田が営まれている。これら水田域のそばには 2 車線道路（市道熊取小迫線・清岸寺中央線）が国道 212 号線に接し、市街地から遺跡周辺域へのアクセス道路となっている。このため、近年では周辺域の宅地化は著しく、台地東側には都市計画区域の第二種中高層地域が広がっている。遺跡へのアクセスは、清岸寺中央線・熊取小迫線を経由して、清岸寺原線・才田辻原線を利用して入るルートが主に利用されている。

## ③各種施設分布状況（第 23 図、写真 13～28〔P 59～60〕）

史跡指定地内は、専ら畑地としての利用が多いため、文化財施設はほとんどなく、畑地関係施設の整備が主を占める。

### 1) 活用関連施設

活用関係施設としては文化財説明板のみがあり、平成 8 年の指定後に公有化地内に設置されている。金属製で簡素なつくりとなっている。周辺域において史跡に関連する施設各種施設はほとんど見られないが、遺跡へのアクセス道路への入り口を示す案内看板が設置されている。

### 2) 保存管理施設

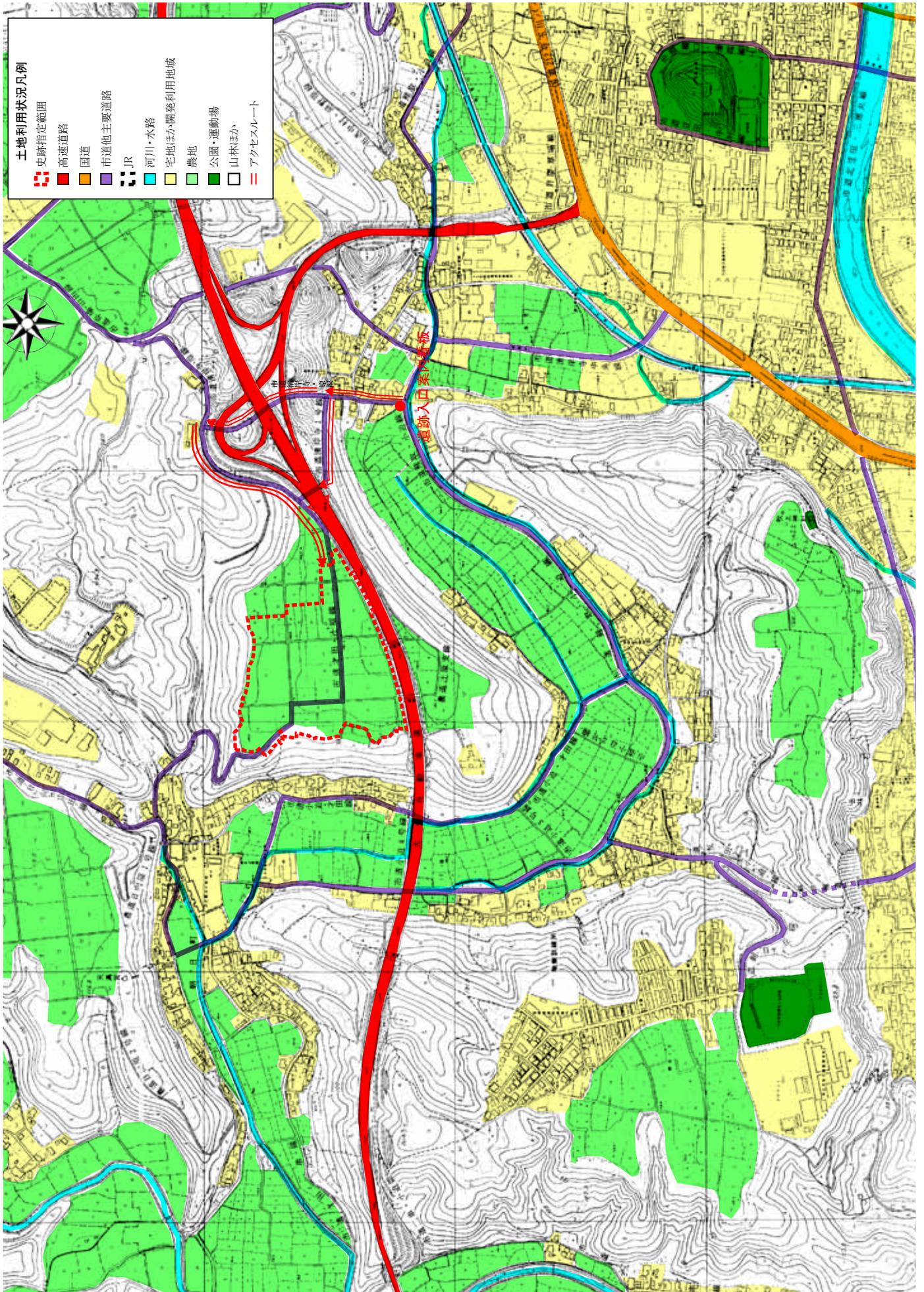
管理施設として史跡境界等を示す境界杭等は設置されていないものの、指定地地番を管理するための境界標が設置されている。そのほか、指定地の南側は高速道路と接するため安全管理施設として、道路敷地内に柵類が設けられている。防災施設はまったくないが、史跡内から流れ出る雨水を集積排水するコンクリート製の水路が公有化地周辺に一部設置されている。

### 3) その他工作物

小迫辻原台地では昭和 30～40 年代にかけ、土地改良事業の一環として、台地上の区画整理や灌水施設の埋設が行われている。畑地のなかでは所々に水利施設が見られるものの、この灌水施設工事については当時の図面等が残っていないため、配管等埋設状況の詳細については不明である。市道才田辻原線の支線沿いには台地上に電気を通すための電線がひかれており、そのための電柱が設置されている。また、畑地内にもビニールハウスや果樹のための柵などが設置されている。

## ④関連法規制（第 5 表、第 25 図）

指定地及び指定地周辺にかかる法規制については一覧表に示す。なお指定地内の文化財保護に関する法規制については別途第 4 章の保存管理において詳細に述べるものとする。



第 24 図 周辺土地利用状況 (1/10,000) ※大分県森林基本図 平成 8 年作成 1/5,000 を使用

第5表 関連法規制一覧表

| 規制概要                   | 規制対象法令             | 条項           | 規制年月                        | 規制・許認可事項   | 対象範囲     | 所管部署      |
|------------------------|--------------------|--------------|-----------------------------|--|----------|-----------|
| 史跡の現状変更                | 文化財保護法             | 第125条        | 平成8年10月<br>史跡指定             | 史跡等における現状変更行為・保存に影響を及ぼす行為を実施する場合は文化庁長官の許可が必要   | 史跡       | 日田市文化財保護課 |
| 調査・工事等のための発掘に関する届出及び指示 |                    | 第92条<br>第93条 | 平成20年3月<br>(包蔵地図改訂)         | 土地に埋蔵されている文化財について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、発掘に着手しようとする日の30日前までに文化庁長官に届け出なければならない。また、土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地を発掘しようとする場合には、発掘に着手しようとする日の60日前までに文化庁長官に届け出なければならない。   | 史跡外      |           |
| 開発行為の許可                | 都市計画法              | 第29条         | 平成18年最新改正                   | 市街化区域区分が定められていない都市計画区域における建築物等の建築等の開発行為の場合、都道府県知事の許可が必要（日田市では市外化区域区分は定められていないため、面積3000㎡以上の場合となる）など   | 史跡・史跡範囲外 | 日田市都市計画課  |
| 地域地区（用途地域の指定）          |                    | 第8条          | 平成18年最新改正<br>(平成8年4月用途地域指定) | 都市計画において用途地域が指定されている場合には、建築基準法及び地方公共団体が定める条例等により、それぞれの地域に応じて建築物等の建築に関する規準に従う必要がある。   |          |           |
| 土地開発に伴う協議              | 日田市環境保全条例          | 第16条         | 平成17年3月                     | 日田市の区域において、都市計画法に基づく許可を要する土地開発及び1000㎡以上の土地開発を行うおとす場合には市長との協議が必要  | 史跡・史跡範囲外 |           |
| 開発行為の許可（伐採の許可）         | 森林法                | 第10条<br>8第1項 | 平成11年最新改正                   | 森林所有者等は、地域森林計画の対象となつていない私有林の立木を伐採するには、農林水産省令で定める手続に従い、あらかじめ、市町村の長に森林の所在場所、伐採面積、伐採方法、伐採期、伐採後の造林の方法、期間及び樹種その他農林水産省令で定める事項を記載した伐採及び伐採後の造林の届出書を提出しなければならない   | 史跡・史跡範囲外 | 日田市森林保全課  |
| 農地又は採草放牧地の権利移動の制限      | 農地法                | 第3条          | 平成21年最新改正                   | 農地について所有権を移転し、又は地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定し、若しくは移転する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を得る必要がある。  | 史跡・史跡範囲外 | 日田市農業委員会  |
| 農地の転用の制限               |                    | 第4条1項        | 平成21年最新改正                   | 農地を農地以外のものに転用する場合には、都道府県知事の許可が必要（面積が4haを超える場合は農林水産大臣の許可）   |          |           |
| 農業振興地域の指定・区域の変更等       | 農業振興地域の整備に関する法律    | 第6・7条        | 昭和53年最新改正<br>(平成46年農振区域指定)  | 指定された農業振興地域の区域を変更又は解除は都道府県知事が実施することとされており、その場合日田市に協議することが必要とされている。ただし、農用地以外の用途に供することを目的として農用地を除外する場合には、①当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であつて、農用地区域以外の区域内の土地をもって変えることが困難であると認められ、②当該変更により農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化そのほか土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがないと認められ、③当該変更により、農用地区域内の第3条第3号（利用に必要な施設の用に供される土地）の施設の有する機能に支障を及ぼす恐れがないと認められ、④当該変更に係る土地が第10条第3項第2号（土地改良事業又はこれに準ずる事業農業用排水施設の新設又は変更、区画整理、農用地の造成その他の農林水産省令で定めるものの施行に係る区域内にある土地）に掲げる土地に該当する場合にあつては、当該土地が農業に関する公共投資により得られる高揚の確保を図る観点から政令で定める基準に適合しているなど4つの条件を全て満たす場合に限り行うことができる | 史跡・史跡範囲外 | 日田市農政振興課  |
| 路線の廃止又は変更              | 道路法                | 第10条         | 昭和39年最新改正（平成59年市道認定）        | 指定地内外には市道（才田辻原線）が通っており、市長は市道の路線の全部又は一部を廃止し、これに代るべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代え、路線を変更することができる。この場合議会議決を得る必要がある。   | 史跡・史跡範囲外 | 日田市土木課    |
| 道路の占用の許可               |                    | 第32条         | 平成12年最新改正                   | 道路に工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者（日田市長）の許可を受けなければならない。   |          |           |
| 許可等の申請事項               | 日田市法定外公共物の管理に関する条例 | 第4条          | 平成17年最新改正                   | 道路法が適用されない道路において、工事またはその用途を変更・廃止する場合、市長の許可、承認又は同意を受けなければならない。（具体的には農道として利用されている道路や里道が対象）   | 史跡・史跡範囲外 |           |
| 権利義務の承継及び決済            | 土地改良法              | 42条          | 平成21年最新改正<br>(平成30年土地改良区編入) | 土地改良区の組合員の有する土地の所有権が譲渡され、組合員たる資格を消失した場合は、新たに組合員たる資格を取得した者に移転するため、その届出等の協議が必要となる。<br>また、土地改良区の組合員が、土地の所有権を喪失し、組合員たる資格を喪失した場合は、その者の有するその土地改良区の事業に関する権利義務について必要な決済（賦課金等の精算）を行う必要がある。  | 史跡・史跡範囲外 | 日田市土地改良区  |

